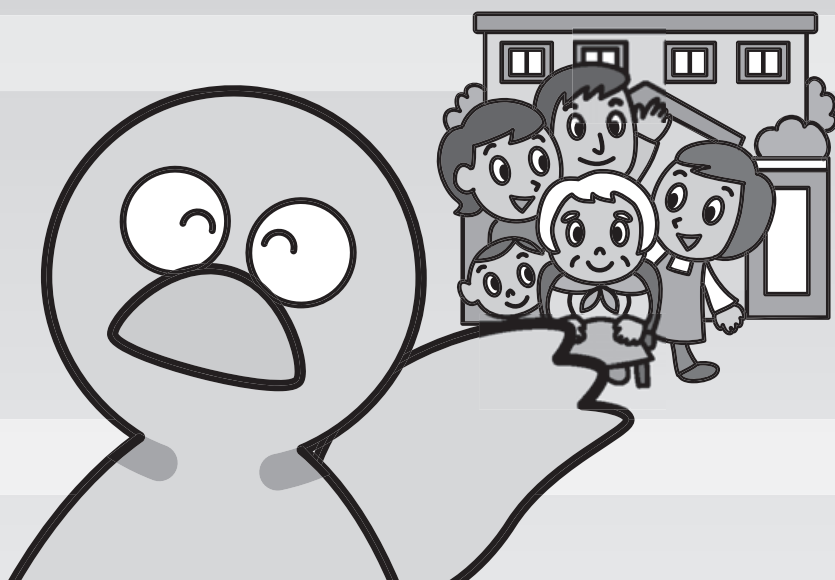


埼玉県 高齢者支援計画



埼玉県のマスコット「コバトン」

平成24年 3月



彩の国
埼玉県

ごあいさつ

本県は、平成24年から平成26年にかけて、いわゆる団塊の世代の方々が65歳以上に達し、平成27年には4人に1人が高齢者になる超高齢社会が到来します。

超高齢社会というと、医療や介護の負担の増加や労働力の減少といったマイナスのイメージで捉えがちです。

しかし、高齢者のうち9割近くの方は介護保険を利用していない、いわゆる元気な高齢者です。人生経験豊富な方々が地域でその知識や経験を生かすことができれば、地域再生の大きなチャンスとなります。

一方で、家族による介護に頼れない介護度の重い方や認知症の方が急増することは、高齢者やその家族にとって大きな不安要素となります。

このため、本県では、高齢者に関する総合計画である「埼玉県高齢者支援計画」を見直し、高齢者の福祉や介護などの施策の一層の充実を図ることといたしました。

多くの高齢者は、介護や支援が必要になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で暮らし続けたいと願っています。

そこで、新しい計画では、こうした方々が安心して家庭や地域での生活を続けられるように、介護、医療、予防、住まい、生活支援などのサービスが身近な地域で提供される仕組みづくりを進めていきます。

また、在宅での生活が困難な方には、安心して介護サービスが受けられるよう、引き続き特別養護老人ホームなどの施設整備を進めるとともに、介護サービスを支える質の高い人材の確保に努めてまいります。

今後もこの計画に基づき、市町村などと十分連携を図りながら、全力で高齢者の福祉や介護の充実に取り組んでまいります。皆様にはより一層の御協力をお願いいたします。

結びに、計画策定に当たり、貴重な御意見、御提言をいただきました埼玉県高齢者支援計画推進会議の委員の皆様をはじめ、県民の皆様には心からお礼申し上げます。

平成24年3月

埼玉県知事 上田清司



目次

I	計画策定にあたって	1
第1	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の構成	2
第2	計画の考え方	2
1	計画の基本理念	2
2	老人福祉圏域の設定	3
II	高齢者の現状と将来推計	4
第1	社会構造の変化	4
1	人口構造	4
2	世帯構成	6
3	寿命と死因	7
第2	介護保険サービスの状況	9
1	介護保険サービス	9
2	介護人材	11
第3	高齢者をめぐる環境の変化	13

1	認知症高齢者.....	13
2	高齢者虐待.....	13
3	住まい.....	14
4	就労や社会参加.....	16
Ⅲ	施策の展開.....	17
	・ 施策の基本目標.....	17
	・ 施策の体系.....	18
第1	高齢者の健康・生きがいづくりと安心して暮らせるまちづくり.....	20
1	多様な活動支援.....	20
2	就業の支援.....	22
3	生涯を通じた健康の確保.....	23
4	生活の安心・安全.....	24
5	安心して暮らせるまちづくり.....	26
第2	多様な介護サービスの充実と地域包括ケアシステムの構築.....	27
1	在宅サービスの新たな展開.....	27
2	在宅医療の推進.....	28
3	生涯を通じた健康の確保（再掲）.....	29
4	高齢者向け住まいの充実.....	30
5	共助の仕組みの推進.....	31
6	認知症総合対策の推進.....	32
7	虐待対策と権利擁護の推進.....	33

8	地域包括支援センターの機能強化.....	34
第3	介護保険施設等の整備.....	36
1	特別養護老人ホーム等の整備促進.....	36
2	有料老人ホーム等の設置促進.....	37
3	施設の災害対策.....	38
第4	介護保険を支える人材の確保と円滑な制度運営.....	39
1	人材の確保・育成.....	39
2	介護保険財政の安定支援.....	40
3	適正な事業運営の確保.....	41
IV	介護サービス量等の見込み.....	42
第1	要介護認定者の推計と介護サービス量の見込み.....	42
1	要介護(支援)認定者の推計.....	42
2	介護サービス量の見込み.....	43
第2	介護保険施設等の定員総数.....	45
1	特別養護老人ホームの必要入所(利用)定員総数.....	45
2	介護老人保健施設の必要入所定員総数.....	46
3	介護療養型医療施設の必要入所定員総数.....	46
4	特定施設の総定員数.....	47
第3	老人福祉サービスの目標.....	49
1	養護老人ホーム.....	49

2	軽費老人ホーム（A型、B型及びケアハウス）	49
3	生活支援ハウス（高齢者生活支援センター）、老人福祉センター	50
4	在宅介護支援センター	50
V	資料編	51
第1	計画の進行管理等	51
1	策定までの経緯	51
2	計画の進行管理・点検・評価	52
3	計画策定のための組織	52
第2	老人福祉圏域別の介護サービス量の見込み	59

I 計画策定にあたって

第 1 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県では、今後数年で団塊の世代¹の方々が 65 歳以上に達し、高齢化のスピードを押し上げると見込まれています。また、高齢者の絶対数も多く、介護を必要とする高齢者がますます増加するものと予想されています。

これまで、本県では、平成 21 年 3 月に平成 21 年度から 23 年度を計画期間とする高齢者支援計画（第 4 期介護保険事業支援計画）を策定し、これに基づき高齢者に関する施策を総合的に推進してきました。

高齢者を取り巻く状況の変化に対応し、これまでの施策や介護保険制度の見直しなどを踏まえて計画の見直しを行い、新たな高齢者支援計画（第 5 期介護保険事業支援計画）として策定しています。

2 計画の位置づけ

この計画は、介護保険法第 118 条に基づく「介護保険事業支援計画」及び老人福祉法第 20 条の 9 に基づく「老人福祉計画」として定める本県における高齢者の総合計画です。

また、県の総合計画である埼玉県 5 か年計画の分野別計画として位置づけられ、関連する県計画や市町村が作成する介護保険事業計画及び老人福祉計画との整合性を図りつつ作成しています。

[関連する県計画]

- ・埼玉県地域福祉支援計画、埼玉県地域保健医療計画、すこやか彩の国 21 プラン、埼玉県健康長寿サポートプラン、埼玉県高齢者居住安定確保計画

¹ 団塊の世代: 日本において第一次ベビーブームが起きた昭和 22 年から 24 年に生まれた世代

3 計画の期間

平成 24 年度(2012 年度)から平成 26 年度(2014 年度)までの 3 か年計画です。
なお、社会情勢の著しい変化が生じた場合などには、必要に応じて計画の変更を行うことがあります。

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
第 4 期計画			→						
第 5 期計画				→	→	→			
第 6 期計画									→

4 計画の構成

I 計画策定にあたって

計画策定の趣旨、位置づけ、基本理念などを明らかにしています。

II 高齢者の現状と将来推計

高齢者を取り巻く社会構造の変化や介護保険サービスの現状などを明らかにしています。

III 施策の展開

4 つの基本目標ごとに体系的な施策で構成しています。

IV 介護サービス量等の見込み

今後の介護サービスの利用動向を見込んだ数値を集計しています。また介護保険施設等の定員総数などを示しています。

第2 計画の考え方

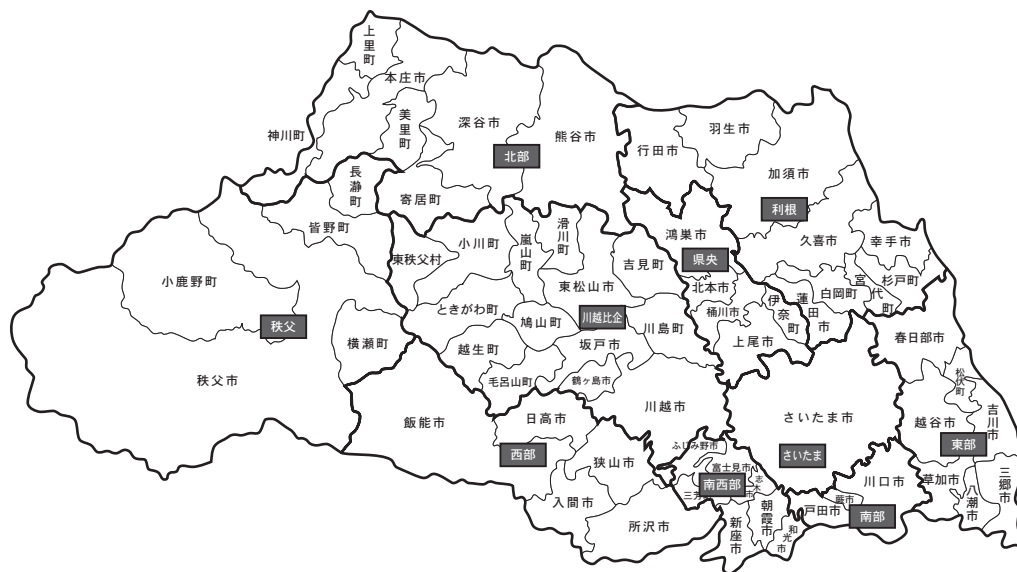
1 計画の基本理念

本計画では、高齢者を取り巻く状況とこれまでの施策を踏まえ、以下の理念を掲げます。

**高齢者の誰もが、住み慣れた家庭や地域で安心して心豊かに
すごせる地域社会の実現をめざします。**

2 老人福祉圏域の設定

福祉サービスと保健医療サービスの一体化・総合化を図る観点から、二次保健医療圏と一致した10の老人福祉圏域を設定しています。施設整備等に当たっては、圏域ごとに整備を図ることにより、最終的には県全体がバランスのとれた施設サービスの提供主体を確保できるように進めます。



圏域	福祉事務所	圏域内市町村名
南部	東部中央	川口市、蕨市、戸田市
南西部	西部	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
東部	東部中央	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
さいたま	東部中央	さいたま市
県央	東部中央	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
川越比企	西部	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
西部	西部	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
利根	東部中央	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、杉戸町
北部	北部	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父	秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

Ⅱ 高齢者の現状と将来推計

第 1 社会構造の変化

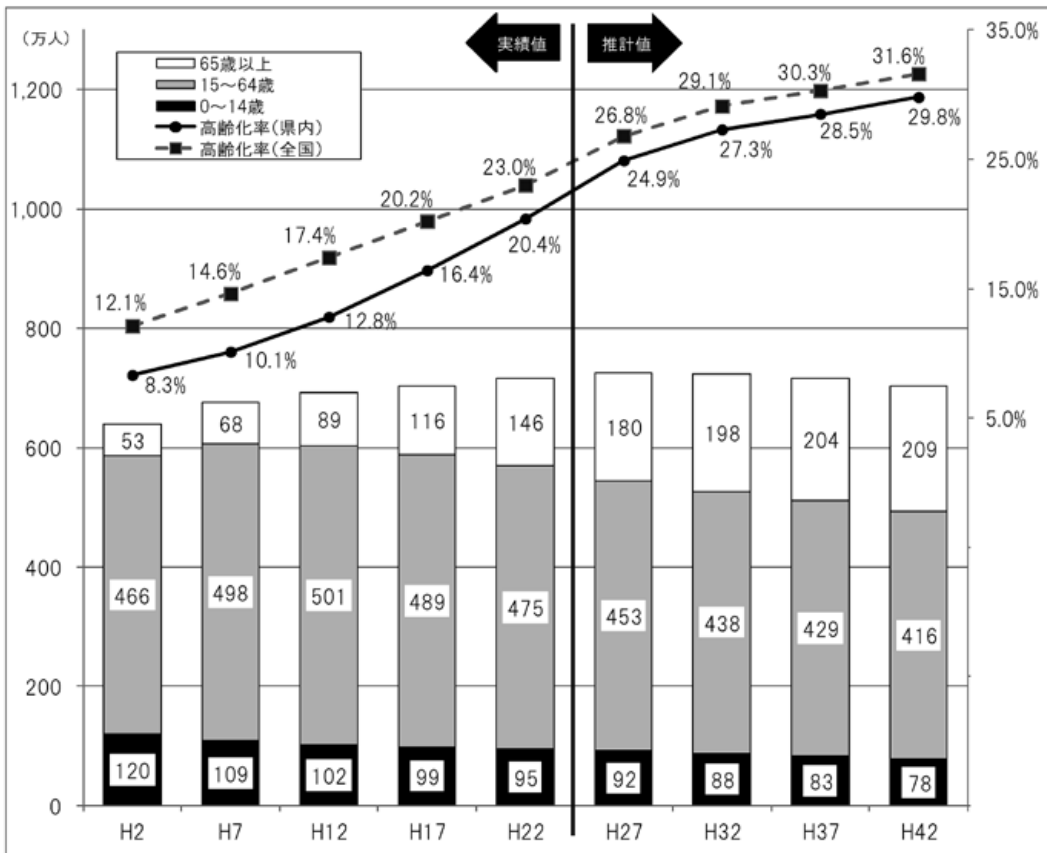
1 人口構造

(1) 高齢者人口の推移

平成 22 年の国勢調査によると、本県の総人口は約 719 万人で、今後しばらくは緩やかに増加すると見込まれます。

高齢化は急速に進んでおり、総人口に占める 65 歳以上人口の割合を示す高齢化率は、平成 12 年からの 10 年間に全国で最も速いスピードで上昇し、平成 22 年には 20.4%に達しました。高齢化は今後も一層急速に進展し、平成 27 年には約 25%、平成 42 年には約 30%となる見込みです。

○ 本県の将来人口及び高齢化率の見通し



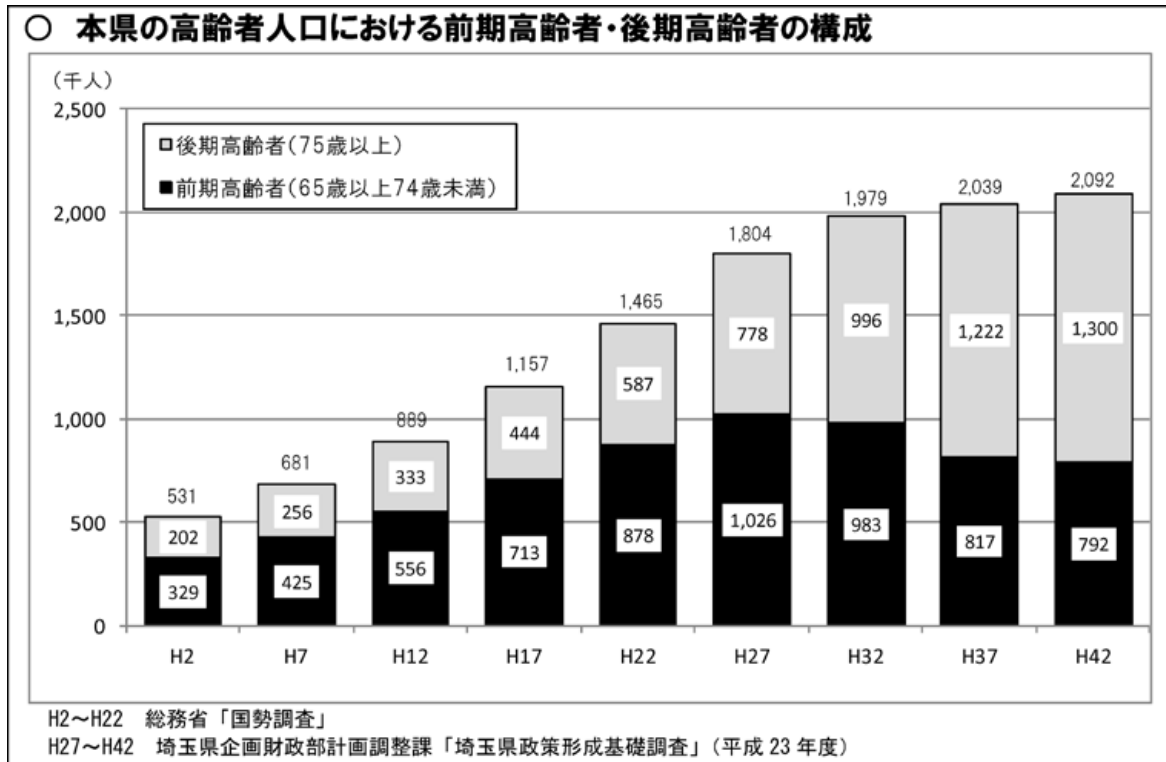
H2~H22 総務省「国勢調査」

H27~H42 埼玉県企画財政部計画調整課「埼玉県政策形成基礎調査」(平成 23 年度)

ただし、高齢化率(全国)の数値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成 24 年 1 月推計)

(2) 後期高齢者人口の増加

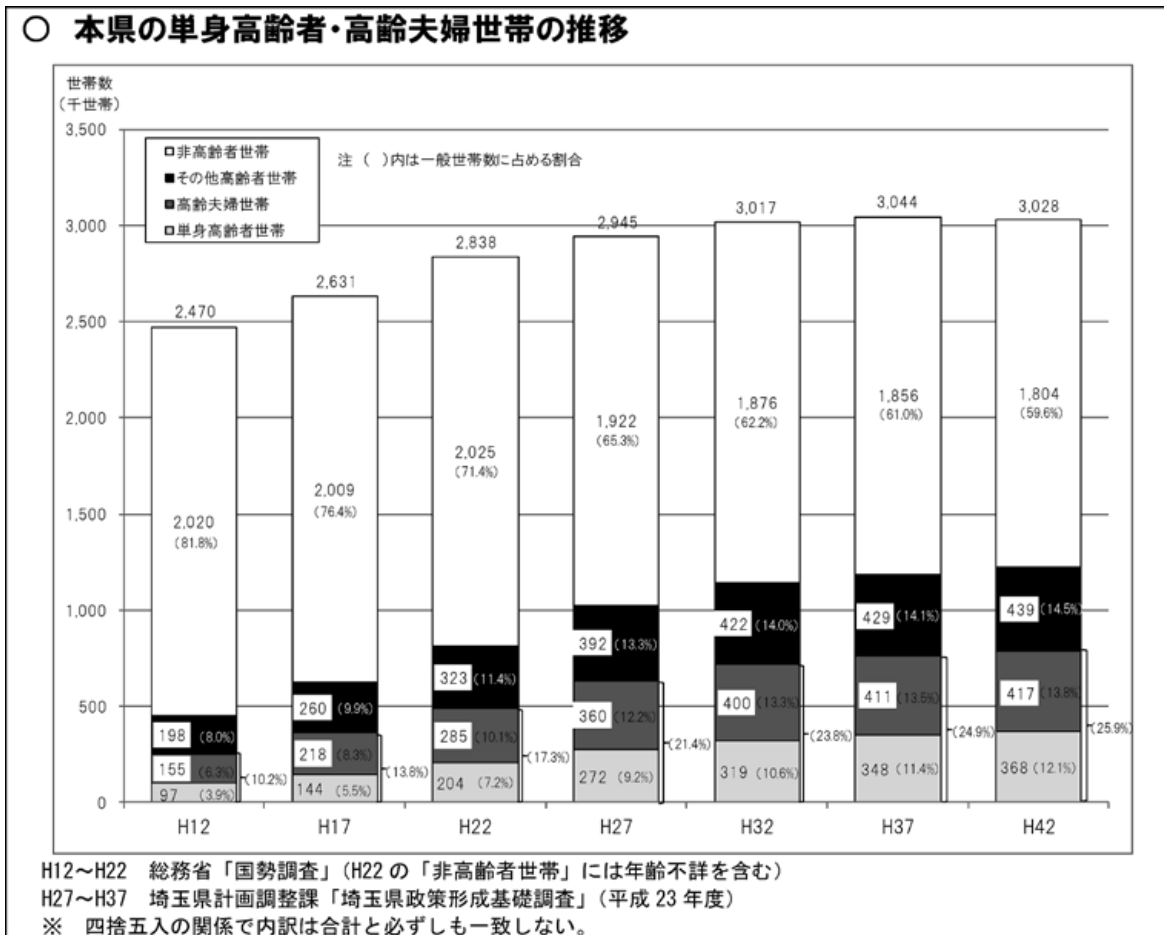
高齢者の増加に伴い、75歳以上の後期高齢者の人口も増加します。平成32年には、高齢者人口の過半数を占め、その後も増加すると見込まれています。



2 世帯構成

(1) 高齢者のみの世帯の推移

本県では、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯が急速に増加することが見込まれています。一般世帯²数のうち、単身高齢者又は高齢夫婦の世帯は、平成22年の約17%から、平成27年には約21%、平成37年には25%に上昇すると見込まれています。



²一般世帯:「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・診療所などの入院者、社会施設の入所者などから成る世帯をいう。

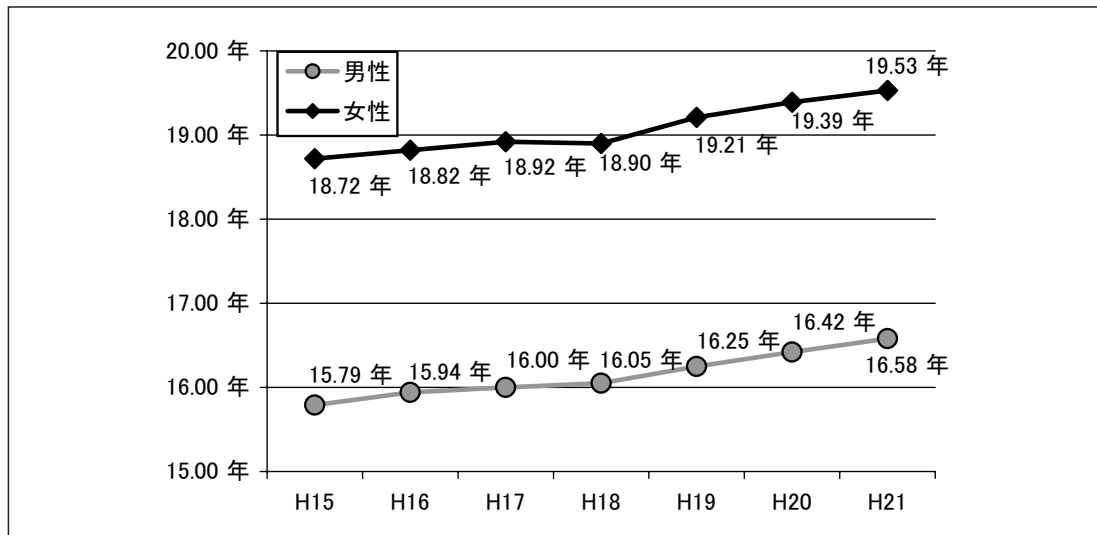
3 寿命と死因

(1) 平均寿命と長寿の状況

我が国の平均寿命は、平成 22 年現在、男性は 79.64 歳、女性は 86.39 歳（厚生労働省簡易生命表）で、諸外国と比較してもトップクラスです。また、本県の健康寿命³も延びています。

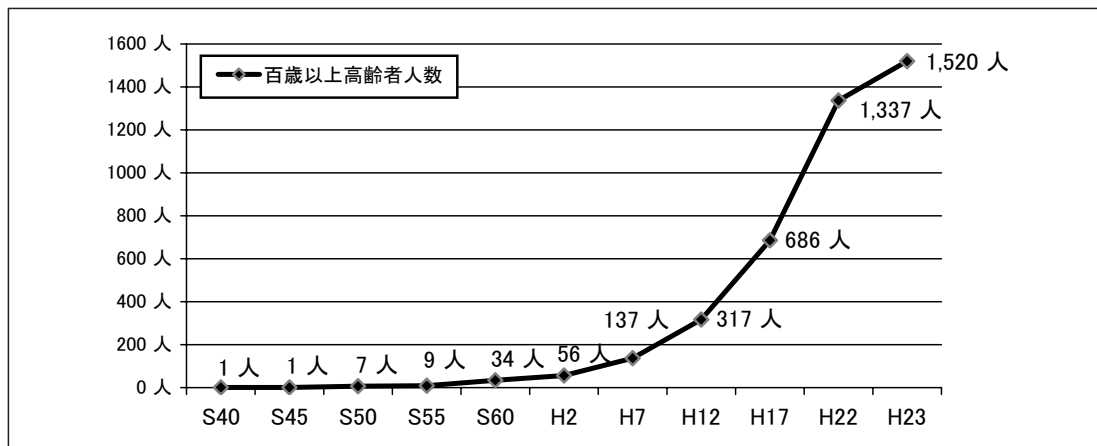
本県の百歳以上の高齢者数は、平成 23 年に 1,520 人で 10 年前と比較して約 4 倍となっています。しかし、人口 10 万人当たりの百歳以上の高齢者数は 21.13 人で、全国で最も少ない状況にあります。

○ 本県の健康寿命の推移



埼玉県衛生研究所調

○ 本県の百歳以上高齢者数の推移



埼玉県福祉部高齢介護課「百歳高齢者等関係調査」（各年 9 月 1 日現在）

³ 健康寿命:65 歳の人々が健康で自立した生活を送ることができる期間。具体的には、65 歳になった人が要介護 2 以上になるまでの平均的な年数を算出したもの

○ 人口 10 万人当たりの百歳以上の高齢者数

(人)

順位	都道府県名	総人口	百歳以上高齢者数	10万人当たりの百歳以上高齢者数
1	島根県	717,397	542	75.55
2	高知県	764,456	517	67.63
3	沖縄県	1,392,818	920	66.05
45	千葉県	6,216,289	1,585	25.50
46	愛知県	7,410,719	1,763	23.79
47	埼玉県	7,194,556	1,520	21.13

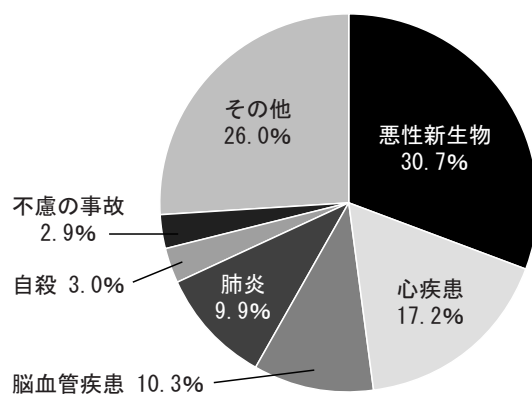
厚生労働省「百歳高齢者等関係調査」（平成 23 年 9 月 1 日現在）
ただし、総人口は総務省「国勢調査」（平成 22 年 10 月 1 日現在）より

(2) 死亡者の死因分析

人口動態統計によると、県民全体の死亡者を死因別に見た場合、悪性新生物（30.7%）、心疾患（17.2%）、脳血管疾患（10.3%）と、いわゆる三大生活習慣病が全体の約 6 割を占めています。

○ 本県の死因別死者数と構成比

	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	自殺	不慮の事故	その他	計
構成比	30.7%	17.2%	10.3%	9.9%	3.0%	2.9%	26.0%	100.0%
数(人)	17,049	9,539	5,710	5,509	1,639	1,631	14,405	55,482



埼玉県保健医療部保健医療政策課「平成 22 年埼玉県の人口動態」

第2 介護保険サービスの状況

1 介護保険サービス

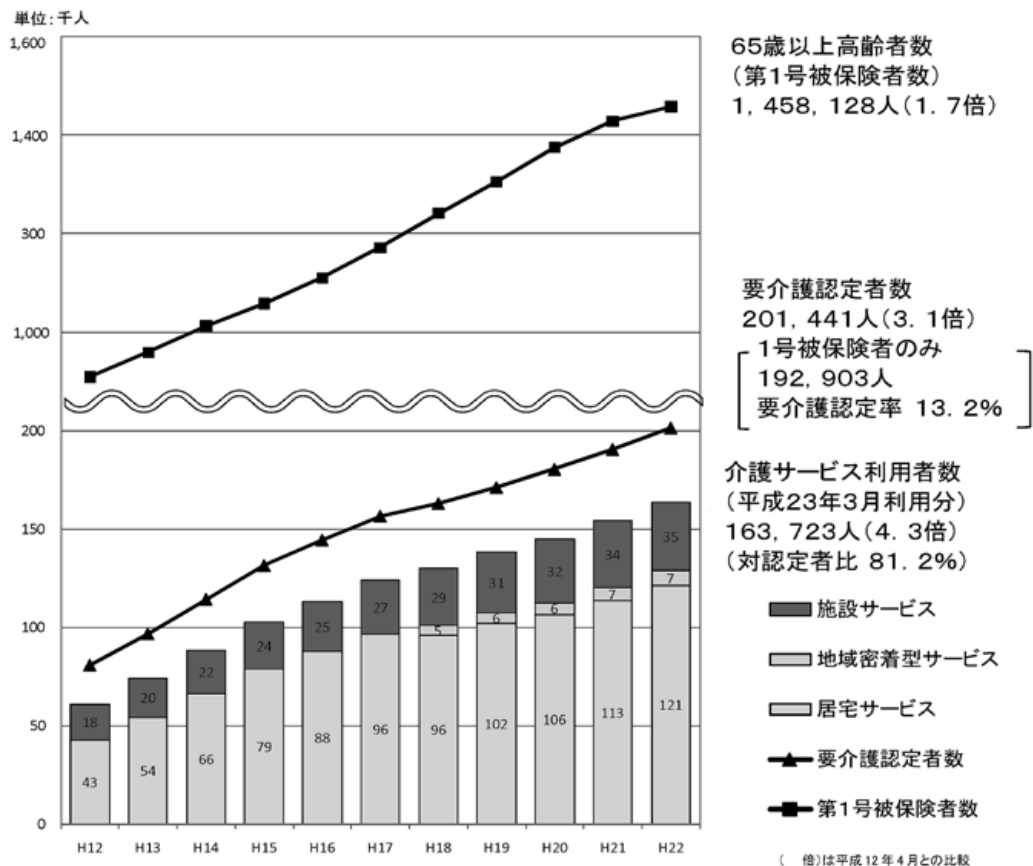
(1) 要介護認定者数

平成22年度末現在の要介護（要支援）認定者は約20.1万人で、高齢者人口の13.2%となっています。介護保険制度の創設時に比べ、約3倍に増加しています。

(2) 介護サービスの利用者数

平成22年度末現在の介護サービス利用者数は、約16.4万人となっています。最も多いのが居宅サービス（74.2%）、次いで施設サービス（21.5%）、地域密着型サービス（4.3%）となっています。

○ 第1号被保険者数・要介護認定者数・介護サービス利用者数の推移



埼玉県福祉部高齢介護課「介護保険事業状況報告(各年度3月末日)」

(3) 介護保険の給付費

介護保険制度の創設以来、要介護認定者数や介護サービスの利用者数が増え続けるのに伴い、平成23年度の介護給付費は平成12年度の約3.2倍に増加しています。

○ 介護保険給付費の推移

単位：百万円

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (予算)
給付費	95,287	127,085	148,814	170,256	191,294	204,721	212,858	228,083	241,487	263,314	281,987	302,966
増加率		33.4%	17.1%	14.4%	12.4%	7.0% (9.2%)	4.0% (7.5%)	7.2%	5.9%	9.0%	7.1%	7.4%
県負担金	11,911	15,885	18,600	21,280	23,907	25,587	31,483	33,846	35,789	39,005	41,701	44,802

※17年度、18年度の()内は、制度改正・報酬改定がなかった場合の伸び率(推計)
埼玉県福祉部高齢介護課調

(参考) 介護給付費の負担割合

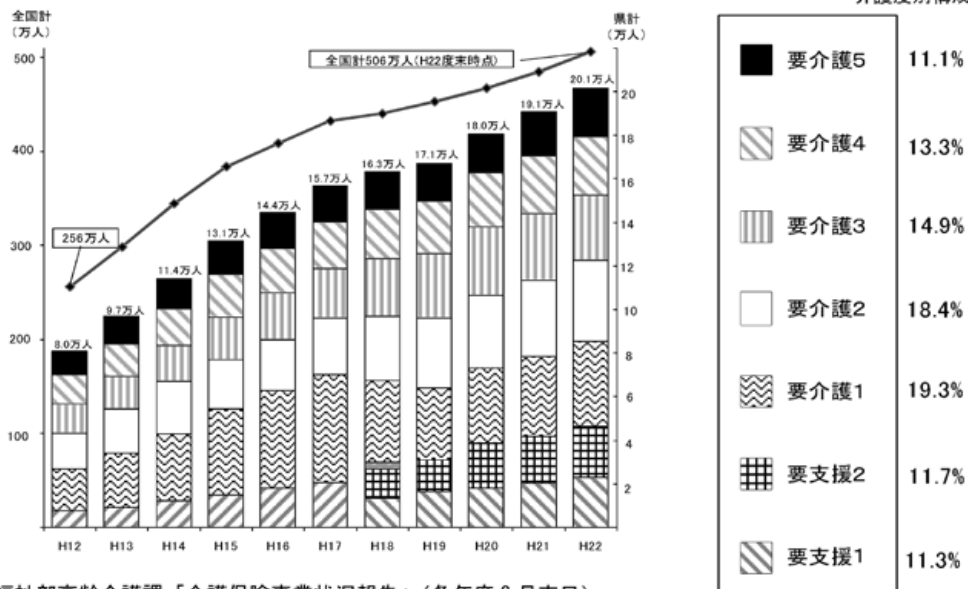
第1号(65歳以上) 保険料 21%(H24~26) 20%(H21~23)	第2号(40歳~64歳) 保険料 29%(H24~26) 30%(H21~23)	国 施設等給付費20% その他給付費25%	県 施設等給付費 17.5% その他給付費 12.5%	市町村 12.5%
---	---	-----------------------------	---	--------------

(4) 要介護度の内訳

平成22年度末現在の要介護(要支援)認定者を介護度別に見ると、要介護1が19.3%で最も高く、次いで要介護2、要介護3となっています。

○ 要介護度別認定者数の推移

【H22県】
介護度別構成割合



埼玉県福祉部高齢介護課「介護保険事業状況報告」(各年度3月末日)

(5) 介護サービス事業者数

平成 23 年 4 月現在の県内事業者数は、37,565 所です。介護保険制度発足時と比較して、約 3.7 倍に増加しています。

○ 介護サービス事業所数

	平成 12 年 4 月	平成 18 年 4 月	平成 23 年 4 月
居宅サービス	9,092	14,697	17,467
居宅介護支援	691	1,294	1,418
介護予防サービス	—	14,435	17,240
施設サービス	310	382	442
地域密着型サービス	—	735	998
合計	10,093	31,543	37,565

埼玉県福祉部高齢介護課調

2 介護人材

(1) 介護職員の充足状況

介護労働実態調査によると、「介護職員が不足している」と回答した事業者は 50.3%でした。

○ 介護職員の過不足状況

大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰
3.2%	15.3%	31.8%	48.8%	0.9%

50.3%

介護労働安全センター「平成 22 年度介護労働実態調査」

(2) 介護従事者の給与水準

勤続年数、平均年齢等の要素があり単純比較はできませんが、介護分野の従事者の平均賃金は、他の産業と比較して低い傾向にあります。介護現場の厳しい職場環境を反映して、退職する介護従事者が多く、離職の原因として、「給与が低い」や「自分の能力を高める機会がない」といった理由が高い割合を占めています。

○ 常勤労働者の勤続年数及び平均賃金

区分		年齢	勤続年数	給与額
全労働者	男	42.1 歳	13.3 年	36.0 万円
	女	39.6 歳	8.9 年	24.4 万円
福祉職員	福祉施設介護員	男	34.6 歳	5.6 年
		女	39.2 歳	5.3 年
	ホームヘルパー	男	37.0 歳	3.4 年
		女	45.7 歳	6.1 年

厚生労働省「平成 22 年度賃金構造基本統計調査」

○ 離職率

介護（全国）	介護（埼玉県）	全産業（全国）
17.8%	18.4%	14.5%

介護労働安全センター「平成 22 年度介護労働実態調査」、厚生労働省「雇用動向調査」

○ 「職場が不満」と感じる項目

賃金	46.1%
労働時間・休日等の労働条件	28.8%
人事評価・処遇のあり方	28.5%
教育訓練・能力開発のあり方	28.0%
勤務体制	24.1%

介護労働安全センター「平成 22 年度介護労働実態調査」

第3 高齢者をめぐる環境の変化

1 認知症高齢者

(1) 認知症高齢者の現状推計

県内には、平成23年3月現在で約9.6万人の「何らかの介護・支援を必要とする」認知症を有する高齢者がいると見込まれています。

○ 認知症高齢者の推計方法

平成15年6月に発表された国の研究会の報告(注)によれば、65歳以上の要介護(要支援)認定者の約半数が、何らかの介護・支援を必要とする認知症がある高齢者とされています。

※ 埼玉県の65歳以上の要介護(要支援)認定者数：192,903人

現在の認知症高齢者数：192,903人 $\times 1/2 = 96,451$ 人

(注) 「2015年の高齢者介護(高齢者介護研究会)：73頁」

(2) 認知症高齢者の増加

本県の認知症高齢者は、今後これまで以上のペースで増加すると見込まれています。平成37年に約20.5万人に達し、県総人口の約3%になると推計されています。

○ 認知症高齢者の推計方法

「団塊の世代」の方々が75歳以上となる平成37年時点での埼玉県の推計人口は約675万人(注)、65歳以上の要介護(要支援)認定者は約41万人と推計されます。

※ 平成37年の認知症高齢者数：410,000人 $\times 1/2 = 205,000$ 人

($\approx 6,750,000$ 人 $\times 3\%$)

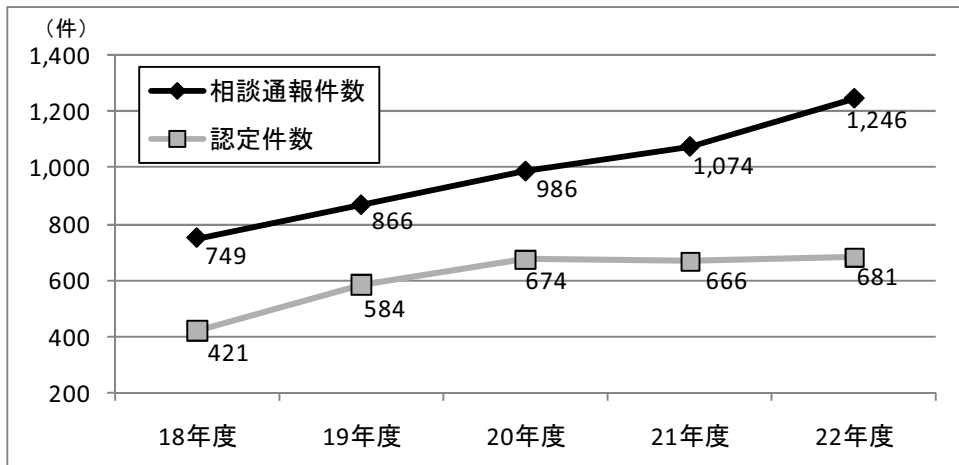
(注) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月)

2 高齢者虐待

(1) 高齢者虐待の通報・認定件数

平成18年に高齢者虐待防止法が施行され、市町村への通報件数は年々増加傾向にあります。平成22年度に虐待と判断した事例は681件ありました。

○ 高齢者虐待の相談通報・認定件数の推移

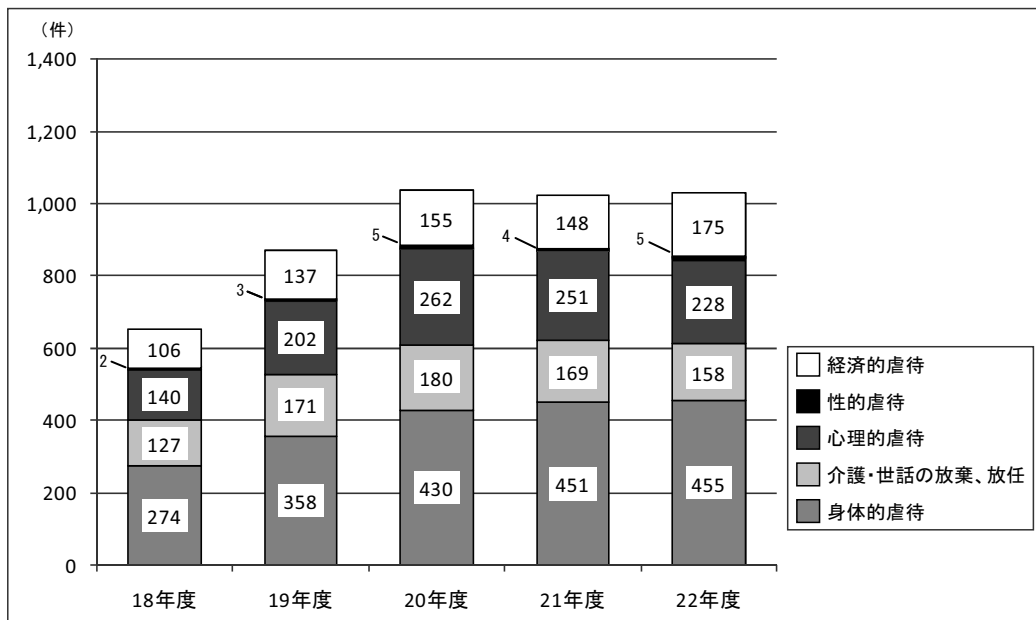


高齢介護課調

(2) 高齢者虐待の類型

平成22年度に虐待と判断された事例では、身体的虐待が455件で最も多く、次いで心理的虐待、介護等放棄となっています。

○ 高齢者虐待の類型



高齢介護課調

(注) 複数の累計に該当する場合があるので、虐待認定件数とは、一致しない。

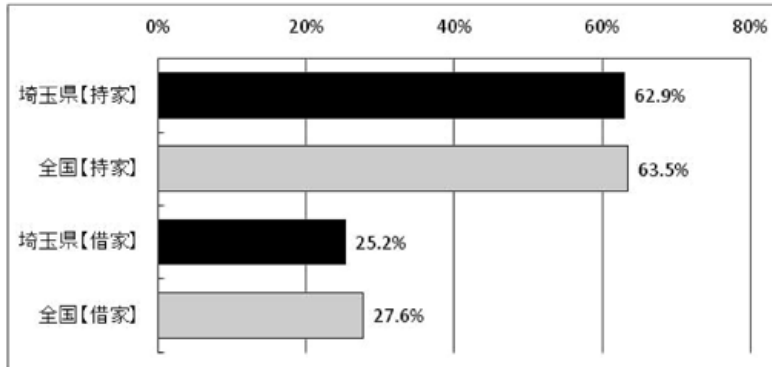
3 住まい

(1) 住宅のバリアフリー化の状況

本県全体では、持家の住宅ストックのうち、約63%にバリアフリーの設備

があります。一方、借家の住宅ストックでは約 25%にとどまり、持家にくらべ借家のバリアフリー化が遅れています。

○住宅ストックにおけるバリアフリー化(バリアフリーの設備がある⁴)の状況

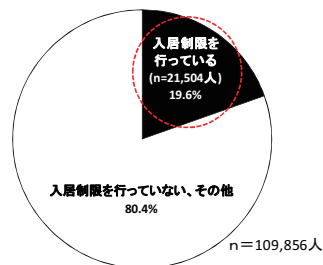


総務省 「平成 20 年 住宅・土地統計調査」

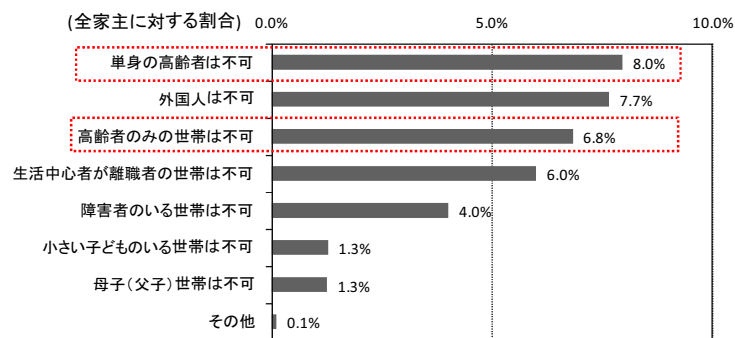
(2) 民間賃貸住宅における入居制限の状況

全国の民間賃貸住宅の家主の約 20%（全国データ）が入居制限をしているという状況がみられ、入居制限されている対象は、単身高齢者や高齢夫婦のみの世帯が多くなっています。

○ 入居制限を行っている家主の割合



○ 入居制限の対象



民間賃貸住宅の管理状況調査（平成 22 年度）

実施主体 国土交通省、一般社団法人住まい・まちづくり担い手支援機構

調査対象 (財)日本賃貸住宅管理協会に賃貸住宅管理業に携わる会員

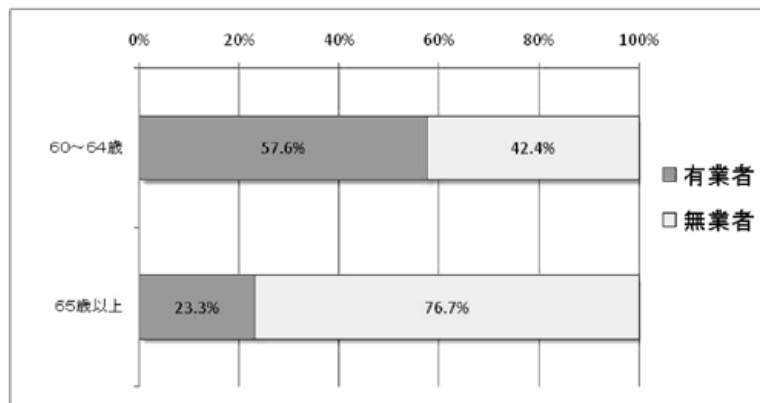
⁴ バリアフリーの設備がある:「手すりがある」「またぎやすい高さの浴槽」「廊下などが車いすで通行可能な幅」「段差のない屋内」「道路から玄関まで車いすで通行可能」などのいずれかがあるもの。

4 就労や社会参加

(1) 高齢者の就業状況

総務省の「就業構造基本調査（平成 19 年）」によると、本県の実業率は 60～64 歳では 57.6%と高いものの、65 歳以上では 23.3%と大幅に低下しています。

○ 60 歳以上の方の就業状況

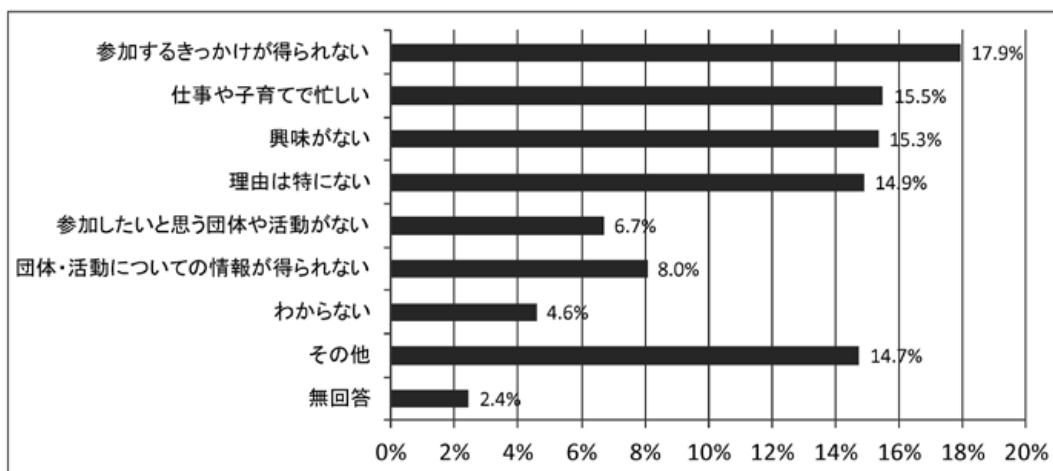


総務省統計局「平成 19 年就業構造基本調査（平成 19 年 10 月 1 日現在）」

(2) 地域活動等への参加

平成 23 年度の県政世論調査によると、60 歳以上の方の地域活動やボランティアへの参加経験は約 40%となっています。参加経験のない方の理由としては、「参加するきっかけが得られない」が最も多く、約 18%を占めています。

○ 地域活動に参加していない理由



県政世論調査（平成 23 年度）

Ⅲ 施策の展開

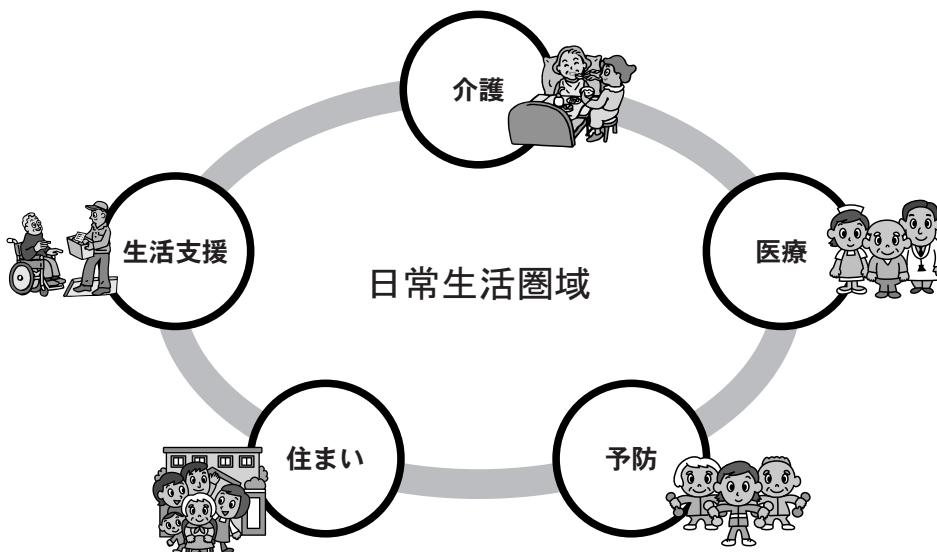
高齢者の誰もが、住み慣れた家庭や地域で安心して心豊かにすごせる地域社会の実現を目指して、次の4つの柱を基本目標に施策を展開します。

●施策の基本目標

- 第1 高齢者の健康・生きがいがづくりと安心して暮らせるまちづくり
- 第2 多様な介護サービスの充実と地域包括ケアシステムの構築
- 第3 介護保険施設等の整備
- 第4 介護保険を支える人材の確保と円滑な制度運営

【地域包括ケアシステム】

介護や支援が必要な状況になっても、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活圏域の中で5つのサービスを切れ目なく提供できる体制。団塊の世代が後期高齢者になる平成37年までの構築を目指します。



●施策の体系

基本目標	施策	個別項目	
第1 高齢者の健康・生きがいづくりと 安心して暮らせるまちづくり	1 多様な活動支援	(1) 多様な学習機会の提供 (2) 地域活動への参加促進 (3) スポーツや文化活動への参加支援 (4) 遊びや楽しみに関する情報提供	
	2 就業の支援	(1) 多様な働き方の支援 (2) 就業に向けた支援 (3) 起業や創業の支援	
	3 生涯を通じた健康の確保	(1) 健康長寿の推進 (2) 介護予防の推進 (3) 生活習慣病等の予防対策 (4) 遊びや楽しみに関する情報提供（再掲）	
	4 生活の安心・安全	(1) 交通事故や犯罪の防止 (2) 消費者被害の防止 (3) 災害時要援護者の避難支援体制の確立支援	
	5 安心して暮らせるまちづくり	(1) 交通機関のバリアフリー (2) ユニバーサルデザインの推進 (3) 福祉用具の普及促進	
	第2 多様な介護サービスの充実と 地域包括ケアシステムの構築	1 在宅サービスの新たな展開	(1) 24時間の訪問介護・看護サービスの普及 (2) 地域密着型サービスの充実 (3) 認知症高齢者グループホームの整備
		2 在宅医療の推進	(1) 介護と医療の連携強化 (2) 在宅療養支援診療所等の設置促進 (3) リハビリテーションの推進
		3 生涯を通じた健康の確保（再掲）	(1) 健康長寿の推進（再掲） (2) 介護予防の推進（再掲） (3) 生活習慣病等の予防対策（再掲） (4) 遊びや楽しみに関する情報提供（再掲）

	4 高齢者向け住まいの充実	(1) 多様な住まいの普及
		(2) 住宅のバリアフリー化の促進
		(3) 高齢社会に対応した団地への再生
	5 共助の仕組みの推進	(1) 要援護高齢者等の支援ネットワークの充実
		(2) 地域支え合いの仕組みの推進
		(3) 地域のつながり再生
	6 認知症総合対策の推進	(1) 正しい理解の促進
		(2) 早期発見と適切な介護・医療の提供
		(3) 介護家族の支援
		(4) 若年性認知症への支援
	7 虐待対策と権利擁護の推進	(1) 高齢者虐待防止体制の整備
		(2) 権利擁護の推進
		(3) 要援護高齢者等の支援ネットワークの充実（再掲）
	8 地域包括支援センターの機能強化	(1) 地域包括支援センターの機能強化
(2) 地域包括支援ネットワークの構築		

第3 等 の 整 備 介 護 保 険 施 設	1 特別養護老人ホーム等の整備促進	(1) 特別養護老人ホームの整備促進
		(2) 介護老人保健施設の整備促進
		(3) 療養病床の再編成
	2 有料老人ホーム等の設置促進	(1) 特定施設（特定施設入居者生活介護）の設置促進
	3 施設の災害対策	(1) 防災・防火対策
		(2) 指導監査・検査等とマニュアルの整備

第4 な 制 度 運 営 介 護 保 険 を 支 え る 人 材 の 確 保 と 円 滑	1 人材の確保・育成	(1) 介護人材の確保と定着
		(2) 介護人材の育成、専門性の向上
	2 介護保険財政の安定支援	(1) 介護保険財政の安定化
		(2) 介護給付の適正化
	3 適正な事業運営の確保	(1) 実地指導の実施
		(2) 監査の実施
		(3) 介護サービス情報の公表

第1 高齢者の健康・生きがいつくりと安心して暮らせるまちづくり

【現状と課題】

高齢化が進展する中であっても、要介護（要支援）認定を受けない元気な高齢者は高齢者全体の約87%を占めています。

高齢者が心身の健康を維持しながら、これまでに培ってきた知識や技術、経験を活かし、地域社会の担い手として活躍していける体制づくりが必要です。

また、事故や犯罪、災害など、高齢者を取り巻く様々な問題から高齢者を守るとともに、安心して暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

高齢者がいきいきと元気で社会の担い手として活動できるよう学習機会を充実させるとともに、地域活動への参加を支援します。また、就業相談や職業訓練の実施など、高齢者に対するきめ細かな就業支援を行います。

県民一人一人が、生涯にわたって健康を保持していけるよう健康づくりや介護予防の取組を積極的に進めます。

さらに、増加する高齢者の交通事故や高齢者を狙ったひったくりや振り込め詐欺などの防止、災害時の避難支援体制の確立など、生活の安心・安全を確保するとともに、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

1 多様な活動支援

(1) 多様な学習機会の提供

様々な学習ニーズ等に応えるためライフステージに合わせた多様な学習機会を提供します。

[主な取組]

- ・ 県立学校公開講座の実施
- ・ 県立学校の学習・文化施設の開放
- ・ 彩の国いきがい大学⁵の運営
- ・ 大学によるリカレント教育（開放授業講座）⁶の実施
- ・ 県政出前講座の実施

⁵ 彩の国いきがい大学: (財)いきいき埼玉が県内在住の60歳以上の方を対象に開講している高齢者大学。社会の変化に対応できる能力を身につけ、社会参加による生きがいを高め、卒業後は地域活動のリーダーとして活躍していただくことを目的としている

⁶ 大学によるリカレント教育(開放授業講座): 埼玉県と協定を交わした大学において、一部の授業を55歳以上の方々を対象に開放するもの。社会参加のきっかけづくりを目的としている授業の一部開放

	現状値（平成 23 年度末）	目標値（平成 26 年度末）
彩の国いきがい大学の延べ卒業生数	31,040 人	34,000 人
	現状値（平成 23 年度）	目標値（平成 26 年度）
大学でのリカレント教育受講者数	394 人／年	500 人／年

(2) 地域活動への参加促進

県民のコミュニティ活動への参加を推進するとともにNPOやボランティア活動に関する総合的な情報提供を行います。また、老人クラブが行うボランティアなどの活動を支援します。

[主な取組]

- ・コミュニティ活動の推進
- ・NPO・ボランティアに関する総合的な情報提供
- ・老人クラブの運営支援

	現状値（平成 23 年度）	目標値（平成 26 年度）
地域・社会活動に参加経験のある 60 歳代の県民の割合（県政世論調査）	42.2%	60.0%

(3) スポーツや文化活動への参加支援

スポーツや文化活動などを通じた、高齢者の健康増進や仲間づくりを支援します。また、世代を超えた交流を応援します。

[主な取組]

- ・誰もが気軽にスポーツに親しめる機会と場の提供
- ・さいたまゴールド・シアターなど高齢者の文化芸術活動の充実
- ・全国健康福祉祭（ねんりんピック）への埼玉県選手団の派遣
- ・高齢者創作展やシルバースポーツ大会の開催

	現状値（平成 23 年度）	目標値（平成 28 年度）
週に 1 回以上スポーツをする 20 歳以上の県民の割合	45.0%	60.0%

※平成 28 年度の数値は、上位計画である埼玉県 5 か年計画（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度）で設定しているため掲載しました。

	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 27 年度)
文化芸術環境に満足している県民の割合	43.7%	65.0%

※平成 27 年度の数値は、埼玉県文化芸術振興計画(計画期間:平成 23 年度～平成 27 年度)で設定しているため掲載しました。

(4) 遊びや楽しみに関する情報提供

自らの意思で外出や自己啓発をする動機づけとなるような、遊びや楽しみに関する民間の取組を情報提供します。

2 就業の支援

(1) 多様な働き方の支援

ライフステージに応じたきめ細かい就業支援を行うとともに、優れた技術や技能を持つ方を登録し、企業等の課題を解決する技能継承などの事業を行います。また、シルバー人材センター⁷事業などによる多様な働き方を支援します。

[主な取組]

- ・中高年齢者の再就職活動の支援
- ・技能の達人継承事業⁸の実施
- ・シルバー人材センターの運営支援

(2) 就業に向けた支援

中高年就職活動支援コーナー埼玉⁹において、中高年齢者に対するキャリアカウンセリングや就職支援セミナー、職業紹介などきめ細かな就業支援を行います。また、業界団体と連携した短期人材育成講座や高等技術専門校が行う職業訓練など就業に関する幅広い取組を進めます。

[主な取組]

- ・中高年齢者向けキャリアカウンセリングや就職支援セミナー、職業紹介の実施
- ・県立高等技術専門校による職業訓練の実施

⁷ シルバー人材センター:生きがいを求めて、また仕事を通じて社会参加しようとする高齢者の方々に対して、地域の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を提供する組織

⁸ 技能の達人継承事業:優れた技術、技能等を持つ方を埼玉県「匠」人材バンクに登録し、技能継承や指導者不足に悩む中小企業等に出前で技術指導を行う事業

⁹ 中高年就職活動支援コーナー埼玉:40 歳以上の求職者の方に対して、専任の就職相談員(キャリアカウンセラー)による再就職支援や職業紹介などを行う窓口

	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 26 年度）
中高年就職活動支援コーナー埼玉キャリアカウンセリング利用者数	7,322 人／年	10,000 人／年

(3) 起業や創業の支援

新たな成長が期待できる福祉分野等に重点的に投資し、次世代産業を担う中小企業を育成します。また、高齢者の知識や技術、経験を活かした起業や創業を支援します。

[主な取組]

- ・成長が見込める福祉関連産業等への参入支援
- ・創業に関する相談の実施
- ・福祉分野のコミュニティ・ビジネス¹⁰の支援

3 生涯を通じた健康の確保

(1) 健康長寿の推進

県民が主体的に健康づくりのための行動を継続するなど生活習慣の改善により健康寿命¹¹を伸ばす取組を支援します。

[主な取組]

- ・健康長寿埼玉モデルの推進

	現状値（平成 21 年）	目標値（平成 28 年）
健康寿命	男性 16.6 年	男性 17.3 年
	女性 19.5 年	女性 20.0 年

※平成 28 年の数値は、上位計画である埼玉県 5 か年計画（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度）で設定しているため掲載しました。

(2) 介護予防の推進

日常生活で必要となる機能の低下を予防するため、運動指導者の養成や健康づくりプログラムの普及、介護予防と一体となった栄養改善や口腔機能の維持を図ります。

また、市町村が実施する介護予防事業の参加者が増加するよう支援します。

[主な取組]

¹⁰ コミュニティ・ビジネス：地域住民が主体となって地域の課題をビジネスの手法で解決し、その活動利益を地域に還元することで地域を活性化していくもの。ビジネスとすることで事業の計画性・継続性・安定性が高まり、その結果、効率・効果的に地域課題の解決を図ることができる

¹¹ 健康寿命：65 歳の人が健康で自立した生活を送ることができる期間。具体的には、65 歳になった人が要介護 2 以上になるまでの平均的な年数を算出したもの

- ・運動指導者の養成や健康づくりプログラムの普及
- ・介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業¹²を含む）の取組支援

	現状値(平成 22 年度)	目標値(平成 26 年度)
介護予防事業参加者数(一次・二次予防事業)	約 46 万人/年	約 57 万人/年

(3) 生活習慣病等の予防対策

本県の健康増進計画である「すこやか彩の国 21 プラン」により、食生活など7分野にわたる県民一人一人の主体的な健康づくりを支援します。また、効果的な保健事業のための市町村支援、健診や保健指導の充実などを推進します。

[主な取組]

- ・特定健診・特定保健指導¹³の充実

	現状値(平成 20 年度)	目標値(平成 24 年度)
特定健診実施率	37.6%	70%
特定保健指導実施率	5.7%	45%

(4) 遊びや楽しみに関する情報提供(再掲:第 1-1-(4))

4 生活の安心・安全

(1) 交通事故や犯罪の防止

増加する高齢者の交通事故を防止するため、県民総ぐるみの交通安全運動を推進し、県民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、子どもや高齢者など年齢層に応じた交通安全教育を実施します。また、いわゆる「振り込め詐欺」など高齢者をねらった犯罪を防止するため、埼玉県老人クラブ連合会や警察本部と協力し、防犯リーダーを養成します。

[主な取組]

- ・高齢者に対する交通安全教育の実施
- ・防犯のまちづくりの総合的な推進

¹² 介護予防・日常生活支援総合事業:市町村の判断により、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供する事業

¹³ 特定健診・特定保健指導:平成 20 年度から医療保険者に義務付けられた 40 歳以上 74 歳以下の被保険者・被扶養者に対して行う生活習慣病に着目した健康診査・保健指導のこと。腹囲や血糖値、中性脂肪値などの特定項目での検診、結果の提供、生活習慣の改善に関する基本的な情報の提供を行う。さらに特定保健指導対象者を選別し、対象者自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の実施に向けた「動機づけ支援」又は「積極的支援」を行う

	現状値(平成23年度末)	目標値(平成26年度末)
埼玉県老人クラブ連合会 防犯リーダーの養成数	1,823人	2,000人

(2) 消費者被害の防止

消費生活に関する相談体制を整備・充実していくとともに、消費生活講座や消費者教育の実施、事業者指導や悪質事業者の処分などにより消費者被害の未然防止に取り組みます。

[主な取組]

- ・高齢者の消費生活トラブル防止対策の推進

	現状値(平成23年度)	目標値(平成28年度)
1年以内に消費者被害の経験があると回答した県民の割合	1.45%	1.16%

※平成28年度の数值は、上位計画である埼玉県5か年計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)で設定しているため掲載しました。

(3) 災害時要援護者の避難支援体制の確立支援

災害時に援護が必要な高齢者の避難支援体制を確立するため、災害時要援護者名簿¹⁴や避難支援の全体計画¹⁵(取組方針)及び個別計画¹⁶を策定する市町村を支援します。

[主な取組]

- ・災害時要援護者の避難支援体制の確立支援
- ・介護保険施設等の福祉避難所への指定の促進

	現状値(平成23年度)	目標値(平成26年度)
避難支援プラン (全体計画の策定済み市町村数)	52/64市町村	全市町村
避難支援プラン (個別計画の策定済み市町村数)	10/64市町村	全市町村

¹⁴ 災害時要援護者名簿:災害時に援護が必要な方(以下「要援護者」という。)の氏名等が掲載され、災害時に市町村、自治会・町内会等自主防災組織、民生委員等が避難支援や安否確認等を行う際に活用できるもの

¹⁵ 全体計画:各市町村が地域の実情を踏まえ、要援護者対策の基本的な方針、要援護者の対象範囲、要援護者についての情報収集・共有の方法など、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにしたもの

¹⁶ 個別計画:個々の要援護者ごとに避難支援者との関連づけ等を明らかにした具体的な計画で、災害時に、自治会・町内会等自主防災組織、民生委員等が避難支援等を行う際に活用するもの

5 安心して暮らせるまちづくり

(1) 交通機関のバリアフリー

鉄道駅にエレベーターや多機能トイレ等の設置を促進するとともに、乗り降りのしやすいノンステップバス¹⁷の導入を促進します。

[主な取組]

- ・エレベーターの設置など安全で快適な鉄道駅の整備支援
- ・ノンステップバスの導入支援
- ・幅の広い歩道の整備や段差の解消など道路のバリアフリー化の推進

	現状値(平成 22 年度)	目標値(平成 26 年度)
エレベーターの設置などにより段差が解消された鉄道駅 ¹⁸ の割合	89.1%	95.0%

(2) ユニバーサルデザインの推進

施設や建物づくり、製品などについて、全ての人が暮らしやすい社会環境を整えるためのユニバーサルデザインを推進します。

[主な取組]

- ・ユニバーサルデザインの推進

	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 26 年度)
ユニバーサルデザインを認知している県民の割合	61.0%	70.0%

(3) 福祉用具の普及促進

身体機能が低下した高齢者の自立を促し、介護する家族の負担を軽減するための福祉用具の利用を促進します。

[主な取組]

- ・介護すまいる館¹⁹における福祉用具の展示・販売
- ・福祉用具に関する研修及び普及啓発の実施

	現状値(平成 22 年度)	目標値(平成 26 年度)
介護すまいる館の来館者数	40,314 人/年	45,000 人/年

¹⁷ ノンステップバス:床面を低くして乗降口のステップ(階段)をなくしたバス

¹⁸ 段差が解消された鉄道駅:1日平均利用者数が3,000人以上の駅

¹⁹ 介護すまいる館:彩の国すこやかプラザ1階にある福祉用具展示場。民間事業者団体の協力を得て、最新の福祉用具を展示しているほか、用具の販売も行っている

第2 多様な介護サービスの充実と地域包括ケアシステムの構築

【現状と課題】

本県では、特に高度経済成長期に移り住んだ世代が多く居住する都市部を中心に急速な高齢化が進み、地域とのつながりが希薄な高齢者の増加が見込まれます。また、家族介護に頼れない要介護度の重い方や認知症高齢者が急増することが高齢者やその家族の大きな不安要素になっています。

その一方で、多くの高齢者やその家族は、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で暮らすことを望んでいます。

高齢者一人一人の状態に即した介護サービスを効果的に提供できる体制づくりと、地域の人がお互いに助け合い、支え合う仕組みづくりが必要です。

介護や支援が必要になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすことができるよう、高齢者一人一人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援などの在宅サービスを切れ目なく提供できる体制（地域包括ケアシステム）を整備します。また、急増する認知症高齢者とその家族を支援するため、総合的な対策を推進します。

さらに、元気な高齢者を含めた地域全体で、援護が必要な高齢者が孤立しないように見守り、支え合う地域コミュニティの構築を目指します。

1 在宅サービスの新たな展開

(1) 24時間の訪問介護・看護サービスの普及

中・重度の要介護高齢者や単身高齢者等を支えるため、介護と看護が一体となった24時間定期巡回・随時対応サービス²⁰の普及を図ります。

[主な取組]

- ・24時間定期巡回・随時対応サービスの導入支援
- ・先行する事例の効果及び課題の検証

	現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成26年度末)	目標値 (平成28年度末)
24時間定期巡回・随時対応サービスを利用できる市町村数	0市町村	30市町村	全市町村

※平成28年度末の数値は、上位計画である埼玉県5か年計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)で設定しているため掲載しました。

²⁰ 24時間定期巡回・随時対応サービス:要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービス

(2) 地域密着型サービス²¹の充実

小規模多機能型居宅介護²²や夜間対応型訪問介護など身近な地域で行われる地域密着型サービスの充実を図ります。また、小規模多機能型居宅介護と訪問看護²³を組み合わせ提供する複合型サービス²⁴の普及により、医療ニーズの高い高齢者に対するケアを充実します。

[主な取組]

- ・ 小規模多機能型居宅介護や夜間対応型訪問介護の充実
- ・ 複合型サービスの普及促進
- ・ 小規模な特別養護老人ホームの整備促進

	現状値（平成 22 年度末）	目標値（平成 26 年度末）
小規模多機能型居宅介護サービスの定員数	1,261 人	2,250 人

(3) 認知症高齢者グループホームの整備

認知症高齢者が家庭的な環境で介護や日常生活上の世話を受けることができる認知症高齢者グループホーム²⁵の整備を支援します。

- ・ 認知症高齢者グループホーム整備の支援

	現状値（平成 23 年度末）	目標値（平成 26 年度末）
認知症高齢者グループホームの定員数	6,065 人	6,956 人

2 在宅医療の推進

(1) 介護と医療の連携強化

高齢者が安心して在宅で療養生活を送れるとともに、自宅で最期を迎えられるよう、地域における医療機関、薬局、訪問看護ステーション、さらには、

²¹ 地域密着型サービス: 中重度の要介護状態になっても、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのもので、原則として当該市町村の住民のみが利用できるサービス。市町村が指定・指導監督を行っており、小規模多機能型居宅介護やグループホームなどがある。

²² 小規模多機能型居宅介護: 介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できるように、「通い」を中心に利用者の状態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供できるサービス

²³ 訪問看護: 看護師等が訪問して療養上の世話や診療の補助を行い療養生活を支援するサービス

²⁴ 複合型サービス: 小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせ提供するサービス。医療ケアが必要な利用者はそのニーズに応じたサービスが受けやすくなる。

²⁵ グループホーム(認知症対応型共同生活介護): 比較的安定した状態にある認知症の要介護者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で食事、入浴などの介護や日常生活の世話をうけながら共同生活を営む住居

居宅介護サービスなどとの連携体制の構築を図ります。また、介護職員に認められた医療ケアに関する研修を行います。

[主な取組]

- ・ 地域において在宅療養を支援する連携体制の構築
- ・ 24時間定期巡回・随時対応サービスの導入支援（再掲：第2-1-（1））
- ・ 複合型サービスの普及促進（再掲：第2-1-（2））
- ・ 訪問看護サービスの利用相談などに応じるコールセンターの運営
- ・ 介護職員によるたんの吸引等に関する研修の推進

(2) 在宅療養支援診療所等の設置促進

かかりつけ医の定着促進や24時間連絡を受ける医師や看護職員を配置している在宅療養支援診療所²⁶の設置促進を図ります。

[主な取組]

- ・ かかりつけ医の定着促進
- ・ 在宅療養支援診療所の設置促進
- ・ 訪問看護ステーションの設置促進

	現状値(平成23年度末)	目標値(平成26年度末)
在宅療養支援診療所の設置数	432か所	700か所

※平成24年度に策定予定の第6次埼玉県地域保健医療計画で目標値を見直す場合があります。

(3) リハビリテーションの推進

地域のリハビリテーションを医療から介護へ切れ目なく継続できるよう、介護支援専門員への医療的な知識付与や介護支援専門員と医師等の連携を推進します。

[主な取組]

- ・ リハビリテーション医療体制の充実
- ・ 介護支援専門員の医療的研修の充実

3 生涯を通じた健康の確保(再掲:第1-3)

²⁶ 在宅療養支援診療所:地域における患者の在宅療養の提供に主たる責任を有し、厚生労働大臣が定める施設基準を適合するものとして地方厚生(支)局に届け出ている診療所。施設要件は、①当該診療所において24時間連絡を受ける医師又は看護職員を配置していること。②当該診療所を中心として、他の医療機関、訪問看護ステーション等との連携により24時間往診や訪問看護の提供が可能な体制を確保していること。③緊急入院の受け入れ体制、医療サービスと介護サービスとの連携を担当する介護支援専門員(ケアマネジャー)等と連携が確保されていることなど

- (1) 健康長寿の推進(再掲:第 1-3-(1))
- (2) 介護予防の推進(再掲:第 1-3-(2))
- (3) 生活習慣病等の予防対策(再掲:第 1-3-(3))
- (4) 遊びや楽しみに関する情報提供(再掲:第 1-1-(4))

4 高齢者向け住まいの充実

(1) 多様な住まいの普及

民間事業者と協力し高齢者が安心して暮らせるサービス付き高齢者向け住宅²⁷の供給を促進するとともに、高齢者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進します。

[主な取組]

- ・ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
- ・ 埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度²⁸による入居支援

	現状値(平成 22 年度末)	目標値(平成 26 年度末)
サービス付き高齢者向け住宅の供給戸数	0 戸	5,800 戸

(2) 住宅のバリアフリー化の促進

高齢者が自らの身体機能が低下した場合にも安心して現在の住宅で生活が送れるよう住宅のバリアフリー化を促進します。

[主な取組]

- ・ 既存住宅のバリアフリー改修の促進
- ・ 安全なバリアフリー改修ができる仕組みの充実

	現状値(平成 20 年度)	目標値(平成 25 年度)
バリアフリー化された住宅 ²⁹ 戸数	144,000 戸	190,000 戸

²⁷ サービス付き高齢者向け住宅:高齢者の居住の安定を確保することを目的としたバリアフリー構造等を有し、少なくとも状況把握(安否確認)サービス及び生活相談サービスを提供する住宅。「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により、この住宅の登録が平成 23 年 10 月 20 日から開始されている。

²⁸ 埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度:高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯を受け入れる民間賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)やサポート店、居住に関する各種サポートを行う支援団体を登録する制度

²⁹ バリアフリー化された住宅:「2か所以上の手すり」かつ「段差のない屋内」かつ「車いす通行可能な廊下幅」を満たすもの

(3) 高齢社会に対応した団地への再生

公営住宅における高齢者の優先入居を促進するとともに安否確認体制の整備を検討します。また、公営住宅へ的高齢者向け施設の併設をモデル的に実施します。

[主な取組]

- ・ 公営住宅へ的高齢者の入居支援
- ・ 公営住宅へ的高齢者向け施設併設

5 共助の仕組みの推進

(1) 要援護高齢者等の支援ネットワークの充実

市町村、民生委員、自治会、金融機関、新聞配達や電気・ガスの検針会社など、高齢者と接する機会の多い機関が連携して高齢者を見守るネットワークの構築を支援します。また、支援が必要な高齢者等に適切に対応ができるよう、機能の充実に努めます。

[主な取組]

- ・ 要援護高齢者等支援ネットワークの構築支援

	現状値（平成 23 年度末）	目標値（平成 26 年度末）
要援護高齢者等支援ネットワークの構築済み市町村	57 市町村	全市町村

(2) 地域支え合いの仕組みの推進

元気な高齢者の方々が地域社会の担い手として、援助が必要な高齢者を支える役割を担うなど、お互いに助け合う共助の精神に満ちた社会づくりを推進します。

[主な取組]

- ・ 地域支え合いの仕組み³⁰の普及・拡大
- ・ コミュニティ活動の推進（再掲：第 1-1-(2)）

	現状値 （平成 23 年度末）	目標値 （平成 26 年度末）	目標値 （平成 28 年度末）
地域支え合いの仕組み 実施市町村数	32 市町村	56 市町村	全市町村

※平成 28 年度末の数値は、上位計画である埼玉県 5 か年計画（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度）で設定しているため掲載しました。

³⁰ 地域支え合いの仕組み：元気な高齢者等が援助の必要な高齢者の家事援助サービスなどの生活支援を行い、その謝礼を地域商品券や地域通貨として受け取るという仕組み。高齢者の日常生活における公的サービスでは対応できない新たな住民ニーズへの対応が可能となり、ボランティアスタッフとしての活動により介護予防、地域経済の活性化の一石三鳥の効果が期待できる

(3) 地域のつながり再生

地域との関係が希薄な高齢者が孤立しないよう、見守りなど日常的な支え合い活動の体制づくりを推進します。

[主な取組]

- ・ 支え合いマップなどを活用した地域の見守り体制の構築支援
- ・ 災害時要援護者の避難支援体制の確立支援（再掲：第1-4-(3)）

6 認知症総合対策の推進

(1) 正しい理解の促進

介護に携わる職員や家族、県民等への研修や講座、キャンペーンなどを実施し、認知症に関する正しい理解を促します。

[主な取組]

- ・ 認知症サポーター³¹の養成
- ・ 認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成

	現状値(平成22年度末)	目標値(平成26年度末)
認知症サポーター数	75,000人	220,000人

(2) 早期発見と適切な介護・医療の提供

介護職員の技術向上を図ります。また、認知症サポート医³²を養成・活用するなど、認知症の早期発見と医療・介護が連携したサービスを安心して受けられる体制づくりを進めます。特に、地域の認知症医療の連携については、認知症疾患医療センター³³を中心とした体制構築に努めます。

[主な取組]

- ・ 認知症介護実践者研修の実施
- ・ 認知症サポート医及びものわすれ相談医（仮称）³⁴の養成
- ・ 専門医療や合併症への医療提供体制の強化
- ・ 認知症医療・福祉連携パス³⁵（仮称）の活用

³¹ 認知症サポーター：認知症を正しく理解し、地域で認知症の人や家族を温かく見守る応援者。「認知症サポーター養成講座」を受講した人

³² 認知症サポート医：「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の講師となる医師

³³ 認知症疾患医療センター：認知症に関する専門医療相談や鑑別診断などを行い、地域の保健医療・介護機関と連携を図りながら地域の認知症疾患対策の拠点となる医療機関

³⁴ ものわすれ相談医（仮称）：「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を受講して適切な認知症診断の知識・技術、家族からの話や悩みを聞く姿勢を修得した医師

	現状値(平成 23 年度末)	目標値(平成 26 年度末)
認知症介護実践者研修受講者数	3,610 人	4,650 人
ものわすれ相談医数	552 人	1,500 人

(3) 介護家族の支援

認知症高齢者を介護する家族からの電話相談を引き続き実施するとともに、地域ごとの家族会の立ち上げや交流集会の開催を支援する。

[主な取組]

- ・ 家族会等の立ち上げ支援
- ・ 認知症サポーターの養成（再掲：第 2-6-（1））
- ・ 認知症高齢者グループホームの整備支援（再掲：第 2-1-（3））

(4) 若年性認知症への支援

事業所や障害者福祉関係者などをはじめ、県民の若年性認知症や脳卒中の後遺症による高次脳機能障害などに対する理解の促進と知識の普及に努めます。

[主な取組]

- ・ 事業所に対する理解促進活動
- ・ 本人や家族に対する相談体制の整備・充実
- ・ 若年性認知症自立支援ネットワークの構築

7 虐待対策と権利擁護の推進

(1) 高齢者虐待防止体制の整備

高齢者虐待に対応するため県に専門職員を配置するとともに、高齢者虐待対応専門員³⁶の養成を図るなど、高齢者虐待防止法の実施主体となる市町村における相談体制の整備を進めます。

[主な取組]

- ・ 高齢者虐待対応専門員の養成とフォローアップ研修の実施

	現状値(平成 23 年度末)	目標値(平成 26 年度末)
高齢者虐待対応専門員養成者数	693 人	900 人

³⁵ 認知症医療・福祉連携パス(仮称)：認知症の方が早期に適切なサービスを受けられるよう、認知症疾患医療センターを中心として、医療・福祉間の情報提供・連携が円滑に行われるしくみ

³⁶ 高齢者虐待対応専門員：埼玉県が独自に専門的研修を実施して養成しており、虐待事例が発生した場合の対応や、虐待の防止・予防活動の中心となって活動する

(2) 権利擁護の推進

意思能力が十分でないため権利を侵害されやすい認知症高齢者等が安心して日常生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助等を促進します。また、親族のいない認知症高齢者の急増に対応するため、成年後見制度³⁷の周知・普及や市町村長による成年後見申立て、市民後見人³⁸の育成など市町村の取組を支援します。

[主な取組]

- ・福祉サービス利用援助事業³⁹の実施
- ・成年後見制度の周知・普及、市民後見人の育成支援
- ・成年後見人の市町村長申立の手続きに関する学習会の開催

(3) 要援護高齢者等の支援ネットワークの充実(再掲:第2-5-(1))

8 地域包括支援センターの機能強化

(1) 地域包括支援センターの機能強化

高齢者の自立した日常生活を支援するため、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防マネジメントの4つの業務を担う地域包括ケアの中核機関である地域包括支援センター⁴⁰の機能強化を図ります。

[主な取組]

- ・包括的支援事業⁴¹の支援
- ・地域包括支援センター従事者研修の実施・支援

(2) 地域包括支援ネットワークの構築

保健・福祉・介護・医療等のサービスやボランティア活動などの様々な社

³⁷ 成年後見制度:障害によって判断能力が十分でない人の判断能力を補い、権利を保護するための制度。家庭裁判所によって選任された保護者が法律行為の同意権・取消権や代理権をもって保護を行う。

³⁸ 市民後見人:弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた良質の第三者後見人

³⁹ 福祉サービス利用援助事業:認知症高齢者等が安心して地域生活が送れるように、本人並びに権利擁護センター、基幹的な市町村社会福祉協議会との契約により、日常的な金銭管理等を市町村社会福祉協議会が行うサービス

⁴⁰ 地域包括支援センター:市町村が設置し、高齢者や家族に対する総合的な相談支援や介護予防のケアマネジメント、虐待防止や早期発見などの権利擁護事業、ケアマネジャーへの支援などを行う機関

⁴¹ 包括的支援事業:地域住民の心身の健康保持と生活安定のための必要な支援を行う事業。総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの4つの業務からなる。

会資源を連携する地域包括支援ネットワーク⁴²の構築を支援します。また、地域包括支援センターの中立・公平性が確保されるよう市町村を支援します。

[主な取組]

- ・市町村担当者研修の実施
- ・事例発表会の開催

⁴²地域包括支援ネットワーク:地域包括支援センターが担うケアマネジメント支援や総合相談、権利擁護などを効率的・効果的に実施するために必要となる、介護・保健・福祉・医療サービスやボランティア・地域活動などの関係者等で構成されるネットワーク

第3 介護保険施設等の整備

【現状と課題】

在宅での生活が困難になった方には安心して介護サービスが受けられるよう、特別養護老人ホームなどの施設整備が引き続き必要です。

なお、介護保険施設でも、可能な限り在宅での生活に近い居住環境を整えるなど、入所者の尊厳を重視したケアを進める必要があります。

在宅での生活が困難になった方々が安心して施設サービスが受けられるよう、特別養護老人ホームをはじめとする多様な介護基盤を引き続き整備し、施設が安定的に運営されるよう支援します。

また、施設サービスにおける個室・ユニットケア化を進め、居住環境の改善や質の向上を図ります。

1 特別養護老人ホーム等の整備促進

(1) 特別養護老人ホームの整備促進

常時介護が必要なため、在宅での生活が困難になった方が安心して施設サービスが受けられるよう、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）⁴³の整備を進めます。老人福祉圏域ごとの入所希望者数の動向や市町村が算定したサービス見込み量を踏まえ、計画的かつ地域ごとのバランスに配慮した整備に努めます。

また、入所者の居住環境の改善や質の向上を図るため、個室・ユニットケア⁴⁴を進めます。

一方、利用者のニーズや経済的負担を考慮し、低所得者が利用しやすい従来型⁴⁵についても、利用者や市町村、設置者の意向など地域の事情を十分に踏まえた上で整備を進めます。なお、この場合でも、間仕切りを設けるなどプライバシーの確保に配慮した仕様を進めます。

[主な取組]

- ・特別養護老人ホームの整備支援

⁴³ 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)：常時介護が必要で在宅での生活が困難な要介護者に、介護や日常生活の世話などのサービスを提供する施設

⁴⁴ ユニットケア：施設において、利用者を10人程度の小グループ(ユニット)とし、個室とリビングスペース(共同生活室)を組み合わせて在宅に近い環境で行う介護

⁴⁵ 従来型：一つの居室を複数の入所者で利用する多床室と食堂、廊下等の共用スペースを基本として構成される施設

	現状値 (平成 23 年度末)	目標値 (平成 26 年度末)	目標値 (平成 28 年度末)
特別養護老人ホーム の整備数	23,761 人分	30,613 人分	35,113 人分

※計画的に整備を進めるため、平成 28 年度までの数値を示しました。

(2) 介護老人保健施設の整備促進

病状が安定期にあり、入院治療をする必要がない要介護の方が、看護や、医学的管理下での介護、機能訓練等のリハビリテーションなどの施設サービスを安心して受けられるよう、介護老人保健施設⁴⁶の整備を進めます。市町村が算定したサービス見込み量を踏まえ、計画的かつ地域ごとのバランスに配慮した整備に努めます。

また、入所者の居住環境の改善や質の向上を図るため、個室・ユニットケア化を進めます。

	現状値 (平成 23 年度末)	目標値 (平成 26 年度末)
介護老人保健施設の整備数	15,448 人分	17,998 人分

(3) 療養病床の再編成

療養病床⁴⁷の再編成⁴⁸に当たっては、介護保険法の改正により、平成 29 年度末まで転換期限が延長されたことから、各医療施設の意向を踏まえて、定員数を定めます。医療の必要性が高い高齢者に対しては引き続き医療保険により療養病床で必要な医療サービスを提供します。

2 有料老人ホーム等の設置促進

(1) 特定施設⁴⁹(特定施設入居者生活介護)の設置促進

食事や生活支援等の各種サービスが提供され、見守りに配慮した有料老人

⁴⁶ 介護老人保健施設: 症状が安定期にあり、入院治療をする必要がない要介護者に看護やリハビリテーション、日常生活の世話などのサービスを提供し、家庭復帰を目指す施設

⁴⁷ 療養病床: 症状が安定している長期療養患者で常時医学的管理が必要な要介護者に看護やリハビリテーション、その他の必要な医療を提供する施設。医療保険適用の医療療養病床と介護保険適用の介護療養病床がある

⁴⁸ 療養病床の再編成: 医療の必要性の高い者は医療病床で、介護の必要性が高い者は介護老人保健施設等の介護施設で対応するよう再編を進める取り組み。利用者の実態に応じたサービスの提供、人材の効率的な活用及び医療・介護の総費用の減少を図ることを目指している

⁴⁹ 特定施設: 有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅のうち、介護保険の指定基準を満たすことで特定施設入居者生活介護事業所として入居者に介護サービスを提供する施設

ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの特定施設の整備を促進します。市町村が算定したサービス見込み量を踏まえ、計画的かつ地域ごとのバランスに配慮した整備に努めます。

[主な取組]

- ・ 介護付き有料老人ホームの設置促進
- ・ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進（再掲：第2-4-(1)）

	現状値(平成23年度末)	目標値(平成26年度末)
介護付き有料老人ホーム等の整備数	16,395人分	26,866人分

3 施設の災害対策

(1) 防災・防火対策

大規模災害等に備え、老朽化した特別養護老人ホーム等の改築や大規模修繕を促進します。

[主な取組]

- ・ 老朽化施設の居室環境改善事業の実施

(2) 指導監査・検査等とマニュアルの整備

施設における消防計画等の策定や各種訓練の実施、災害に備えた適切な備蓄などの指導を行います。また、県独自の災害対策マニュアルを各施設に示し、施設の実態に合わせた実践的なマニュアルの作成を支援します。

第4 介護保険を支える人材の確保と円滑な制度運営

【現状と課題】

介護サービスに対する需要は今後さらに高まることが予想されますが、労働環境の厳しさなどから介護分野は離職率が高く、安定的な人材の確保が難しい状況にあります。

また、全国平均以上に急速に高齢化が進む本県にあって、介護保険財政の健全性を確保し、持続可能な制度としていくことは極めて重要な課題です。

今後の介護ニーズに応じた人材の育成を推進し、やりがいのある職場環境をつくることにより、介護人材を確保します。そのため、国に処遇改善の基盤となる適切な介護報酬の設定を働きかけます。また、職員が将来の展望を持って働き続けることができるよう、キャリアアップを支援するとともに、専門性の向上に努めます。

また、利用者の自立支援につながらない不適切な給付を防止するため、市町村と連携して介護給付適正化を推進します。

さらに、介護サービス事業者が法令等を遵守し、利用者が常に適切なサービスを利用できる体制を整備するため、事業者に対する支援及び指導・監査を充実させるとともに、介護サービス情報の公表を進めます。

1 人材の確保・育成

(1) 介護人材の確保と定着

福祉系学校と連携し、介護等の職場へ就職を希望する方に対する職業紹介や、潜在的有資格者⁵⁰の再就職支援を行います。また、介護職員の社会的地位・意欲の向上などを図り、介護の担い手となる人材の確保を進めます。

[主な取組]

- ・ 介護資格のない者の就業支援、離職した有資格者の再就職支援
- ・ 介護従事者の資格取得の促進
- ・ 職業訓練による介護人材の育成

	現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 28 年度)
県が職業訓練により育成する介護人材の数	2,075 人／年	3,200 人／年	3,400 人／年

⁵⁰ 潜在的有資格者:介護福祉士等の資格を有しながら、実際には介護等の業務に従事していない人

※平成 28 年度の数值は、上位計画である埼玉県 5 か年計画(計画期間:平成 24 年度～平成 28 年度)で設定しているため掲載しました。

(2) 介護人材の育成、専門性の向上

介護・看護職員など介護サービスを担う人材を育成するとともに、多様化する介護ニーズに対応した専門的知識を向上させ、介護サービスの質の向上を図ります。

[主な取組]

- ・ 介護職員のキャリアアップ支援
- ・ 医療ケア、リハビリ、認知症ケアなどに対応できる人材の育成
- ・ 地域包括支援センター従事者研修の実施・支援（再掲：第 2-8-(1)）

	現状値(平成 23 年度末)	目標値(平成 26 年度末)
認知症介護実践者研修受講者数 (再掲：第 2-6-(2))	3,610 人	4,650 人
ユニットケア研修受講者数(施設管理者・ユニットリーダー)	726 人	1,000 人

2 介護保険財政の安定支援

(1) 介護保険財政の安定化

市町村の介護保険制度運営に必要な財政支援を行うとともに、県に設置している介護保険財政安定化基金⁵¹を適正に管理・運営し、市町村の介護保険財政の安定化を図ります。

[主な取組]

- ・ 市町村の介護保険給付及び地域支援事業に対する支援
- ・ 介護保険財政安定化基金の管理運営

(2) 介護給付の適正化

安心して利用できる介護保険制度とするために、「第 2 期埼玉県介護給付適正化計画(平成 23～26 年度)」に基づき介護給付の適正化の取組を進めるなど市町村における介護保険制度の運営を支援します。

[主な取組]

- ・ 埼玉県介護給付適正化対策事業推進会議による支援策の検討・推進

⁵¹ 介護保険財政安定化基金:市町村の介護保険料未納や見込みを上回る給付費増大に伴う財政不足を補うために、国・県・市町村の拠出により県に設置している基金

- ・介護給付適正化の5つの重要事業⁵²に係るマニュアル等の改訂
- ・認定調査員研修、認定審査会委員研修、主治医研修の開催

	現状値(平成22年度)	目標値(平成26年度)
5つの重要事業実施保険者の割合	95.2%	100.0%

3 適正な事業運営の確保

(1) 実地指導の実施

介護サービスの利用者が適切でより良いサービスを利用できるよう、介護サービス事業者に対し、事業運営や介護報酬請求について実地指導等を行います。

(2) 監査の実施

悪質な基準違反や報酬請求に対しては監査を行い、必要に応じ指導や処分を行います。また、不正を防止する観点から、全ての営利法人の介護サービス事業所に監査⁵³を実施し、法令遵守の徹底を図ります。

	現状値(平成22年度)	目標値(平成24年度)
監査実施対象営利法人事業所数	2,212事業所	全事業所 ⁵⁴

(3) 介護サービス情報の公表

事業者がサービスの質の向上に取り組み、サービス利用者が適切に事業者を選択できるよう、介護サービス情報を公表します。

[主な取組]

- ・介護サービス情報公表制度の活用促進

⁵² 介護給付適正化の5つの重要事業:①委託認定調査結果の点検、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検・福祉用具の購入・貸与の調査、④医療情報との突合・縦覧点検、⑤介護給付費の利用者への通知

⁵³ 全ての営利法人の介護サービス事業に監査:国の方針により、平成24年度までに計画的に監査を実施する

⁵⁴ 全事業所:4,685事業所(平成23年4月1日現在)

IV 介護サービス量等の見込み

第1 要介護認定者の推計と介護サービス量の見込み

1 要介護(支援)認定者の推計

各保険者（市町村）が介護保険事業計画の策定にあたって推計した要介護認定者数は、平成26年度に約25万人となり、平成23年度に比べ約4.3万人増加する見込みです。

単位：人

	平成23年度		平成26年度	
	1号被保険者数 (65歳以上)	要介護(支援) 認定者数	1号被保険者数 (65歳以上)	要介護(支援) 認定者数
全県	1,478,396	208,040	1,698,062	251,453
南部	141,859	19,750	160,744	23,210
南西部	132,141	16,904	152,214	21,358
東部	225,962	27,671	265,502	35,408
さいたま	235,265	37,583	268,235	43,327
県央	112,489	14,267	129,513	17,734
川越比企	171,529	23,964	199,392	29,545
西部	168,041	24,335	193,591	29,668
利根	146,827	19,871	168,474	24,017
北部	114,307	18,464	129,183	21,480
秩父	29,976	5,231	31,214	5,706

2 介護サービス量の見込み

サービスの種類ごとの見込み量は、各保険者（市町村）が介護保険事業計画策定のために、サービスの利用状況や今後の利用意向、要介護認定者数等の見込み等に基づいて推計したものを集計しています。

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	6,835,628	7,317,428	7,888,814
②訪問入浴介護	回数	247,023	263,555	281,127
③訪問看護	回数	683,182	734,452	785,713
④訪問リハビリテーション	回数	328,429	367,703	401,605
⑤居宅療養管理指導	人数	289,769	317,037	343,981
⑥通所介護	回数	5,583,041	6,060,358	6,559,516
⑦通所リハビリテーション	回数	1,925,090	2,070,673	2,232,443
⑧短期入所生活介護	日数	1,769,046	1,906,835	2,057,707
⑨短期入所療養介護	日数	222,779	238,648	251,970
⑩特定施設入居者生活介護	人数	83,363	92,669	100,744
⑪福祉用具貸与	人数	621,801	649,316	698,301
⑫特定福祉用具販売	人数	22,505	24,656	26,658
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	1,438	3,197	4,542
②夜間対応型訪問介護	人数	1,595	1,597	1,907
③認知症対応型通所介護	回数	158,344	180,637	206,268
④小規模多機能型居宅介護	人数	17,688	22,328	26,954
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	68,604	74,613	80,005
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	3,110	3,660	4,244
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	6,060	7,536	11,788
⑧複合型サービス	人数	614	1,506	3,065
(3) 住宅改修	人数	16,910	18,533	20,342
(4) 居宅介護支援	人数	1,142,633	1,225,035	1,311,214
(5) 介護保険サービス施設				
①介護老人福祉施設	人数	266,994	286,540	314,514
②介護老人保健施設	人数	176,469	184,668	193,765
③介護療養型医療施設	人数	28,100	27,430	25,862
④療養病床（医療保険適用）からの転換分	人数	1,104	1,104	1,104

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	171,052	186,592	204,356
②介護予防訪問入浴介護	回数	1,015	1,183	1,310
③介護予防訪問看護	回数	40,066	45,020	50,896
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	35,522	39,913	45,148
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	16,100	18,418	21,204
⑥介護予防通所介護	人数	152,821	169,254	187,569
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	57,468	63,883	70,229
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	27,371	31,363	35,796
⑨介護予防短期入所療養介護	日数	2,781	3,207	3,781
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人数	12,502	13,729	14,733
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	70,001	78,262	87,750
⑫特定介護予防福祉用具販売	人数	6,630	7,403	8,275
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	2,127	2,688	4,399
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	1,861	2,310	2,831
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	522	634	674
(3) 住宅改修	人数	7,076	8,038	9,084
(4) 介護予防支援	人数	358,296	385,487	414,075

第2 介護保険施設等の定員総数

1 特別養護老人ホームの必要入所(利用)定員総数

老人福祉圏域ごとの入所希望者数の動向や市町村の意向を踏まえ、広域的な観点から調整の上、次のとおり必要入所(利用)定員総数を定めます。

(単位：人分)

	平成 23 年度末		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	計	地域密着型	計	地域密着型	計	地域密着型	計	地域密着型	計	地域密着型	計	地域密着型
		広域型		広域型		広域型		広域型		広域型		広域型
全県	23,761	418	25,197	534	26,865	853	30,613	1,085	32,913	1,085	35,113	1,085
		23,343		24,663		26,012		29,528		31,828		34,028
南部	2,129	51	2,449	51	2,818	80	3,176	138	3,276	138	3,376	138
		2,078		2,398		2,738		3,038		3,138		3,238
南西部	2,124	28	2,182	86	2,345	144	2,571	144	2,771	144	2,971	144
		2,096		2,096		2,201		2,427		2,627		2,827
東部	2,559	58	2,759	58	3,082	174	3,560	232	3,860	232	4,260	232
		2,501		2,701		2,908		3,328		3,628		4,028
さい たま	3,906	29	4,244	87	4,640	116	5,069	145	5,469	145	5,769	145
		3,877		4,157		4,524		4,924		5,324		5,624
県央	1,888	20	2,148	20	2,387	49	2,667	49	2,767	49	2,867	49
		1,868		2,128		2,338		2,618		2,718		2,818
川越 比企	2,595	29	2,755	29	2,904	58	3,234	58	3,634	58	4,034	58
		2,566		2,726		2,846		3,176		3,576		3,976
西部	2,337	87	2,337	87	2,337	87	3,046	116	3,446	116	3,846	116
		2,250		2,250		2,250		2,930		3,330		3,730
利根	2,817	58	2,917	58	2,917	58	3,497	58	3,697	58	3,797	58
		2,759		2,859		2,859		3,439		3,639		3,739
北部	2,615	29	2,615	29	2,615	29	2,944	58	3,044	58	3,144	58
		2,586		2,586		2,586		2,886		2,986		3,086
秩父	791	29	791	29	820	58	849	87	949	87	1,049	87
		762		762		762		762		862		962

2 介護老人保健施設の必要入所定員総数

老人福祉圏域ごとの整備状況や市町村の意向を踏まえ、広域的な観点から調整の上、次のとおり必要入所定員総数を定めます。(単位：人分)

	平成 23 年度末	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
全県	15,448	15,798	16,257	17,998
南部	1,049	1,049	1,199	1,199
南西部	1,780	1,900	2,000	2,100
東部	1,899	1,899	2,004	2,249
さいたま	2,579	2,579	2,679	2,979
県央	1,554	1,554	1,554	1,804
川越比企	1,531	1,631	1,635	1,781
西部	1,682	1,762	1,762	1,962
利根	1,623	1,673	1,673	1,873
北部	1,370	1,370	1,370	1,570
秩父	381	381	381	481

※介護療養型医療施設からの転換分は含んでいません。

3 介護療養型医療施設の必要入所定員総数

各医療施設の意向を踏まえ、次のとおり必要入所定員総数を定めます。

(単位：人分)

	平成 23 年度末	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
全県	2,551	2,254	2,254	2,254
南部	368	368	368	368
南西部	72	72	72	72
東部	545	422	422	422
さいたま	316	316	316	316
県央	0	0	0	0
川越比企	173	173	173	173
西部	924	750	750	750
利根	46	46	46	46
北部	66	66	66	66
秩父	41	41	41	41

※法改正により、現在存在するものは、平成 29 年度まで転換期限が延長されました。ただし、平成 24 年度以降の新設は認められていません。

4 特定施設の総定員数

市町村が算定した利用見込み量を基本に、老人福祉圏域ごとの既存施設の入居率、県内居住者入居率、要介護入居者率を勘案し、地域特性に配慮して調整の上、次のとおり総定員数を定めます。

(単位：人分)

	平成 23 年度末		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計	混合型	計	混合型	計	混合型	計	混合型
		介護専用型		介護専用型		介護専用型		介護専用型
		地域密着型		地域密着型		地域密着型		地域密着型
全県	16,395	15,991	21,591	21,013	24,152	23,264	26,866	25,810
		101		261		484		594
		303		317		404		462
南部	2,307	2,307	2,964	2,964	3,289	3,246	3,845	3,802
		0		0		43		43
		0		0		0		0
南西部	1,500	1,413	1,772	1,685	1,920	1,775	2,027	1,882
		0		0		0		0
		87		87		145		145
東部	2,464	2,334	3,435	3,305	3,961	3,781	4,441	4,211
		101		101		151		201
		29		29		29		29
さいたま	6,140	6,111	6,740	6,711	7,340	7,311	7,940	7,911
		0		0		0		0
		29		29		29		29
県央	376	350	778	702	891	815	988	852
		0		50		50		110
		26		26		26		26
川越比企	535	490	1,715	1,610	1,786	1,681	2,298	2,135
		0		60		60		60
		45		45		45		103
西部	766	737	1,513	1,484	2,019	1,990	2,250	2,221
		0		0		0		0
		29		29		29		29
利根	1,019	990	1,112	1,083	1,268	1,159	1,349	1,240
		0		0		80		80
		29		29		29		29
北部	1,160	1,131	1,434	1,341	1,513	1,341	1,513	1,341
		0		50		100		100
		29		43		72		72
秩父	128	128	128	128	165	165	215	215
		0		0		0		0
		0		0		0		0

【必要利用定員総数】

各市町村が特定施設入居者生活介護の利用者数を見込んだ数値を集計したものは、次のとおりです。この数値を特定施設（混合型及び介護専用型）の必要利用定員総数とします。

（単位：人分）

	平成 23 年度末	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
全県	6,354	7,222	8,013	8,691
南部	800	878	994	1,119
南西部	475	598	637	676
東部	940	1,177	1,330	1,493
さいたま	2,292	2,296	2,378	2,462
県央	281	348	413	474
川越比企	550	651	702	801
西部	319	458	654	692
利根	415	465	516	552
北部	220	285	300	312
秩父	62	66	89	110

第3 老人福祉サービスの目標

1 養護老人ホーム

各市町村において、環境上の理由（入所措置基準によるもの）及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を把握した数値をもとに、次のとおり施設数及び入所定員を見込みます。

	平成 23 年度末		平成 26 年度	
	施設数	入所定員（人）	施設数	入所定員（人）
全県	21	1,382	19	1,304
南部	1	50	1	50
南西部	0	0	0	0
東部	2	99	2	99
さいたま	3	290	3	290
県央	1	55	1	55
川越比企	1	100	1	100
西部	2	100	2	100
利根	4	208	3	180
北部	5	380	4	330
秩父	2	100	2	100

2 軽費老人ホーム(A型、B型及びケアハウス)

軽費老人ホームについては、老人福祉法制定時から存続するA型に続き、B型、ケアハウスが制度化され、職員配置や居室などの基準が異なる三類型が併存してきましたが、現にあるA型とB型については、建て替えの機会などに円滑にケアハウスに移行していく必要があります。市町村が把握した数値をもとに、次のとおり施設数及び入所定員を見込みます。

	平成 23 年度末		平成 26 年度	
	施設数	入所定員（人）	施設数	入所定員（人）
軽費老人ホーム	80	4,107	81	4,167

3 生活支援ハウス(高齢者生活支援センター)、老人福祉センター

生活支援ハウス、老人福祉センターとも、各市町村の意向を踏まえ、現状の設置数とします。

	平成 23 年度末	平成 26 年度
生活支援ハウス（施設数）	5	5
老人福祉センター（施設数）	111	111

4 在宅介護支援センター

地域包括支援センターの設置状況等も踏まえ、地域包括支援センターのブランチ⁵⁵やサブセンター⁵⁶としての活用を図ることを前提に、各市町村の意向を踏まえ、次のとおり設置数を見込みます。

	平成 23 年度末	平成 26 年度
在宅介護支援センター	162	134
地域包括支援センター	236	252

⁵⁵ ブランチ:住民の利便性を考慮し、地域住民からの相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための窓口

⁵⁶ サブセンター:在宅介護支援センターの機能を残しながら、地域包括支援センターの機能の一部を担わせる形態

V 資料編

第1 計画の進行管理等

1 策定までの経緯

平成 22 年

- 10 月 27 日 厚生労働省主催「第 5 期介護保険事業（支援）計画の策定準備及び地域支援事業の見直しに係る会議」に出席
- 11 月 26 日 （上記を受け）市町村担当者会議を開催

平成 23 年

- 2 月 9 日 平成 22 年度第 1 回埼玉県高齢者支援計画推進会議を開催
- 2 月 22 日 厚生労働省主催「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」に出席
- 5 月 13 日 市町村高齢者福祉・介護保険担当課長会議を開催
- 7 月 11 日 厚生労働省主催「第 5 期介護保険事業（支援）計画の策定に係る全国会議」に出席
- 7 月 19 日 （上記を受け）市町村担当者会議を開催
- 8 月 22～31 日 介護保険事業の運営に関する市町村実地支援（集団支援）においてサービス見込量調査について説明
- 10 月 17 日 サービス見込量を厚生労働省へ提出（1 回目）
- 11 月 11 日 サービス見込量等に係る厚生労働省のヒアリング
- 11 月 15 日 長寿社会政策推進庁内連絡会議を開催
- 11 月 22 日 平成 23 年度第 1 回埼玉県高齢者支援計画推進会議を開催
- 11 月 29 日 埼玉県社会福祉審議会に報告
- 12 月 2 日 サービス見込量を厚生労働省へ提出（2 回目）
- 12 月 5～16 日 第 5 期介護保険事業計画に係る市町村ヒアリングを実施

平成 24 年

- 1 月 4 日～ 県民コメント（県民から意見募集）を実施（2 月 3 日まで）
- 1 月 4 日～20 日 県計画に対する市町村からの意見聴取
- 2 月 17 日 平成 23 年度第 2 回埼玉県高齢者支援計画推進会議を開催
- 2～3 月 第 5 期介護保険事業計画等に係る市町村からの事前協議
- 3 月 1 日 サービス見込量を厚生労働省へ提出（3 回目）
- 3 月 9 日 県議会福祉保健医療常任委員会へ行政報告

2 計画の進行管理・点検・評価

この計画による成果については、設定した数値目標に基づき、評価を行い、公表します。

介護保険事業の運営に関する市町村への実地支援等を通じて、必要な助言等を行い、市町村の介護保険事業計画・老人福祉計画の円滑な実施を支援します。

3 計画策定のための組織

(1) 埼玉県高齢者支援計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県高齢者支援計画(介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」)を推進するため、埼玉県高齢者支援計画推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、埼玉県高齢者支援計画の策定方針及び進捗状況について検討を行う。

(組織)

第3条 会議は、別表の関係団体の代表者等、公募により選考された者及び行政機関の職員をもって構成する。

ただし、必要に応じて関係者を出席させることができる。

2 会議には議長を置く。議長は福祉部高齢介護課長の職にある者とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集し、主宰する。

2 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指定する委員がその職務を行う。

(専門部会)

第6条 会議には、専門部会を置くことができる。

2 専門部会には、必要に応じて関係者を出席させることができる。

3 専門部会に関して必要な事項は、議長が別に定める。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(その他)

第8条 その他、会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成10年5月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年5月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

別 表

- 1 関係団体の代表者等
埼玉県医師会
埼玉県介護支援専門員協会
埼玉県看護協会
埼玉県国民健康保険団体連合会
埼玉県在宅福祉事業者連絡協議会
埼玉県歯科医師会
埼玉県市長会代表
埼玉県市町村保健師協議会
埼玉県社会福祉協議会
埼玉県町村会代表
埼玉県認知症グループホーム・小規模多機能協議会
埼玉県民生委員・児童委員協議会
埼玉県薬剤師会
埼玉県老人クラブ連合会
埼玉県老人福祉施設協議会
埼玉県老人保健施設協会
全日本病院協会埼玉県支部療養病床部会

- 2 公募により選考された者
2名程度

- 3 行政機関
福祉部高齢介護課長

埼玉県高齢者支援計画推進会議委員名簿

平成 24 年 3 月末現在

団体名	役職	氏名
埼玉県社会福祉協議会	副会長	アキモト マサノブ 秋本 政信
埼玉県在宅福祉事業者連絡協議会	会長	アンドウ ユキオ 安藤 幸男
埼玉県介護支援専門員協会	理事	イワオ クニコ 岩男久二子
埼玉県町村会代表	嵐山町長	イワサワ マサル 岩澤 勝
公募委員		オオスギ ナオユキ 大杉 直行
埼玉県老人福祉施設協議会	副会長	オカゼリ マサミ 岡芹 正美
埼玉県薬剤師会	副会長	コイブチ ハジメ 鯉淵 肇
埼玉県歯科医師会	副会長	コスギ クニタケ 小杉 国武
埼玉県看護協会	常務理事	コバヤシ ノリコ 小林 典子
埼玉県市長会代表	八潮市長	タダ シゲミ 多田 重美
公募委員		ナガヌマ カズコ 長沼 和子
埼玉県認知症グループホーム・小規模多機能協議会	会長	ニシムラ ミチヨ 西村 美智代
埼玉県老人クラブ連合会	副会長	ヒラノ ハツオ 平野 初夫
全日本病院協会埼玉県支部療養病床部会	会長	フケ タカキ 富家 隆樹
埼玉県老人保健施設協会	理事	マツモト マサヒコ 松本 眞彦
埼玉州市町村保健師協議会	副会長	モたい キョウコ もたい 響子
埼玉県民生委員・児童委員協議会	会長	ヤベ カツオ 矢部 勝雄
埼玉県国民健康保険団体連合会	常務理事	ヤマモト サブロウ 山本 三郎
埼玉県医師会	介護保険・在宅医療等 推進委員会委員長	ユザワ タカシ 湯澤 俊
(敬称略、50音順)		
埼玉県福祉部高齢介護課	課長	テジマ ケンキウウ 手嶋 顕久

(任期：平成 22 年 11 月 1 日～平成 24 年 10 月 31 日)

(2) 長寿社会政策推進庁内連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県高齢者支援計画を推進し、市町村における高齢者保健福祉政策の円滑な実施を支援するため、庁内の長寿社会政策に係る情報交換や意見調整等を行う長寿社会政策推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 埼玉県高齢者支援計画の進捗状況
- (2) 効率的な高齢者サービスの企画・立案
- (3) 市町村が実施する高齢者保健福祉施策への必要な指導、助言
- (4) 長寿社会政策に関する情報交換・意見調整
- (5) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(会議)

第4条 連絡会議には議長を置く。

- 2 議長は、福祉部副部長の職にある者とする。
- 3 連絡会議は、議長が招集し、主宰する。
- 4 議長は、協議すべき事項を踏まえ、一部の委員のみを招集し、会議を開催することができる。
- 5 議長は必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

別 表

長寿社会政策推進庁内連絡会議委員

部 局 名	職 名
企画財政部	交通政策課長
県民生活部	NPO活動推進課長、文化振興課長、消費生活課長、 防犯・交通安全課長
危機管理防災部	危機管理課長
福祉部	福祉部副部長、福祉政策課長、社会福祉課長、 高齢介護課長、障害者福祉推進課長、福祉監査課長
保健医療部	保健医療政策課長、医療整備課長、健康づくり支援課長
産業労働部	産業支援課長、就業支援課長、産業人材育成課長
農林部	農業政策課長
県土整備部	道路街路課長、道路環境課長
都市整備部	建築安全課長、住宅課長
教育局	生涯学習文化財課長、スポーツ振興課長
警察本部	生活安全企画課長、交通企画課長
合 計	26課 27委員

第2 老人福祉圏域別の介護サービス量の見込み

(南部圏域)

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	831,961	860,046	915,575
②訪問入浴介護	回数	29,194	29,081	29,699
③訪問看護	回数	96,502	103,086	111,400
④訪問リハビリテーション	回数	6,421	6,468	7,193
⑤居宅療養管理指導	人数	46,835	50,232	51,287
⑥通所介護	回数	691,159	709,014	738,079
⑦通所リハビリテーション	回数	111,444	116,934	127,676
⑧短期入所生活介護	日数	128,368	140,020	153,492
⑨短期入所療養介護	日数	14,804	15,046	15,968
⑩特定施設入居者生活介護	人数	10,534	11,928	13,428
⑪福祉用具貸与	人数	74,150	78,795	85,548
⑫特定福祉用具販売	人数	1,723	1,855	1,983
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	3	24	36
②夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0
③認知症対応型通所介護	回数	27,156	27,574	29,324
④小規模多機能型居宅介護	人数	1,713	2,282	2,616
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	8,304	9,168	9,600
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	84	156	252
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	360	612	780
⑧複合型サービス	人数	12	392	600
(3) 住宅改修	人数	1,516	1,619	1,782
(4) 居宅介護支援	人数	122,321	128,525	141,637
(5) 介護保険サービス施設				
①介護老人福祉施設	人数	24,876	29,484	33,252
②介護老人保健施設	人数	12,156	14,472	15,228
③介護療養型医療施設	人数	4,692	4,212	3,492
④療養病床（医療保険適用）からの転換分	人数	0	0	0

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	13,447	14,454	15,605
②介護予防訪問入浴介護	回数	62	110	111
③介護予防訪問看護	回数	3,901	4,328	4,732
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	646	707	790
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	1,305	1,376	1,460
⑥介護予防通所介護	人数	13,137	14,274	15,143
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	2,121	2,462	2,719
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	1,049	1,159	1,251
⑨介護予防短期入所療養介護	日数	48	96	96
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人数	1,236	1,392	1,560
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	4,075	4,544	5,001
⑫特定介護予防福祉用具販売	人数	447	500	565
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	378	615	624
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	62	98	123
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	36	36	36
(3) 住宅改修	人数	486	539	603
(4) 介護予防支援	人数	26,721	28,324	30,175

(南西部圏域)

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	539, 217	573, 303	615, 650
②訪問入浴介護	回数	15, 054	16, 398	17, 705
③訪問看護	回数	44, 984	48, 502	51, 914
④訪問リハビリテーション	回数	16, 120	20, 723	20, 318
⑤居宅療養管理指導	人数	20, 544	22, 810	24, 989
⑥通所介護	回数	396, 912	428, 102	464, 183
⑦通所リハビリテーション	回数	148, 971	157, 587	173, 016
⑧短期入所生活介護	日数	133, 721	145, 303	159, 924
⑨短期入所療養介護	日数	8, 061	8, 493	9, 070
⑩特定施設入居者生活介護	人数	7, 159	7, 614	8, 115
⑪福祉用具貸与	人数	45, 258	48, 292	51, 657
⑫特定福祉用具販売	人数	5, 236	5, 780	6, 349
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	240	240	358
②夜間対応型訪問介護	人数	1	22	122
③認知症対応型通所介護	回数	26, 724	32, 658	39, 529
④小規模多機能型居宅介護	人数	1, 899	2, 474	3, 161
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	5, 357	6, 092	6, 828
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	712	1, 168	1, 299
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	540	1, 188	1, 696
⑧複合型サービス	人数	0	0	0
(3) 住宅改修	人数	3, 643	4, 071	4, 509
(4) 居宅介護支援	人数	92, 212	100, 319	108, 889
(5) 介護保険サービス施設				
①介護老人福祉施設	人数	20, 817	21, 807	23, 520
②介護老人保健施設	人数	17, 624	18, 373	19, 642
③介護療養型医療施設	人数	1, 901	1, 664	1, 536
④療養病床（医療保険適用）からの転換分	人数	0	0	0

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	14, 984	16, 583	18, 444
②介護予防訪問入浴介護	回数	10	10	10
③介護予防訪問看護	回数	1, 950	2, 144	2, 505
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	1, 057	1, 179	1, 301
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	567	664	747
⑥介護予防通所介護	人数	9, 840	10, 913	12, 198
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	3, 343	3, 744	4, 247
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	1, 131	1, 299	1, 475
⑨介護予防短期入所療養介護	日数	24	24	24
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人数	986	1, 066	1, 140
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	5, 376	6, 215	7, 106
⑫特定介護予防福祉用具販売	人数	1, 760	1, 953	2, 138
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	182	215	272
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	273	371	468
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	61	126	127
(3) 住宅改修	人数	1, 955	2, 331	2, 715
(4) 介護予防支援	人数	27, 888	31, 008	34, 282

(東部圏域)

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	1,183,012	1,304,211	1,401,227
②訪問入浴介護	回数	45,336	49,057	52,540
③訪問看護	回数	94,442	104,262	112,067
④訪問リハビリテーション	回数	68,635	76,998	83,310
⑤居宅療養管理指導	人数	51,117	56,423	61,701
⑥通所介護	回数	742,805	812,603	875,192
⑦通所リハビリテーション	回数	298,499	326,110	351,159
⑧短期入所生活介護	日数	218,075	235,785	250,906
⑨短期入所療養介護	日数	34,793	37,259	40,256
⑩特定施設入居者生活介護	人数	14,103	15,956	17,942
⑪福祉用具貸与	人数	91,154	99,056	106,391
⑫特定福祉用具販売	人数	2,892	3,241	3,510
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0	472	1,200
②夜間対応型訪問介護	人数	50	53	55
③認知症対応型通所介護	回数	30,312	33,356	35,799
④小規模多機能型居宅介護	人数	2,143	3,159	4,176
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	9,676	10,656	11,748
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	238	260	269
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	936	1,188	2,856
⑧複合型サービス	人数	0	60	696
(3) 住宅改修	人数	2,216	2,509	2,730
(4) 居宅介護支援	人数	159,045	175,285	189,718
(5) 介護保険サービス施設				
①介護老人福祉施設	人数	29,064	33,311	36,896
②介護老人保健施設	人数	21,005	22,667	24,899
③介護療養型医療施設	人数	5,721	5,855	6,013
④療養病床（医療保険適用）からの転換分	人数	0	0	0

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	24,243	25,968	27,789
②介護予防訪問入浴介護	回数	227	261	311
③介護予防訪問看護	回数	6,109	6,483	7,034
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	8,244	8,901	9,788
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	3,253	3,492	3,756
⑥介護予防通所介護	人数	21,901	23,430	25,102
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	7,996	8,641	9,354
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	4,228	4,618	5,157
⑨介護予防短期入所療養介護	日数	140	196	252
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人数	1,702	1,848	1,979
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	12,723	13,658	14,721
⑫特定介護予防福祉用具販売	人数	1,045	1,154	1,281
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	500	544	685
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	80	121	191
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	46	53	60
(3) 住宅改修	人数	1,083	1,180	1,270
(4) 介護予防支援	人数	54,101	57,849	61,935

(さいたま圏域)

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	1,286,024	1,373,590	1,506,468
②訪問入浴介護	回数	51,454	53,278	55,944
③訪問看護	回数	132,561	139,754	150,544
④訪問リハビリテーション	回数	49,057	52,192	56,932
⑤居宅療養管理指導	人数	79,496	84,350	91,662
⑥通所介護	回数	904,447	1,011,548	1,131,190
⑦通所リハビリテーション	回数	249,685	268,582	297,373
⑧短期入所生活介護	日数	263,067	279,429	303,909
⑨短期入所療養介護	日数	38,573	40,632	43,718
⑩特定施設入居者生活介護	人数	27,552	28,536	29,544
⑪福祉用具貸与	人数	107,172	114,469	125,224
⑫特定福祉用具販売	人数	2,736	2,924	3,211
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	108	216	323
②夜間対応型訪問介護	人数	540	646	754
③認知症対応型通所介護	回数	22,975	26,229	29,563
④小規模多機能型居宅介護	人数	3,709	4,044	4,615
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	8,664	9,672	10,272
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	336	336	336
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	1,008	1,332	1,668
⑧複合型サービス	人数	228	455	682
(3) 住宅改修	人数	1,902	2,045	2,263
(4) 居宅介護支援	人数	183,640	193,194	201,187
(5) 介護保険サービス施設				
①介護老人福祉施設	人数	44,664	47,892	51,576
②介護老人保健施設	人数	26,928	26,928	27,972
③介護療養型医療施設	人数	4,548	4,548	4,548
④療養病床（医療保険適用）からの転換分	人数	1,032	1,032	1,032

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	34,119	39,058	45,274
②介護予防訪問入浴介護	回数	129	148	171
③介護予防訪問看護	回数	7,555	8,649	10,024
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	5,504	6,300	7,301
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	5,837	6,682	7,745
⑥介護予防通所介護	人数	29,341	33,589	38,933
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	6,825	7,812	9,054
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	4,142	4,741	5,494
⑨介護予防短期入所療養介護	日数	430	492	570
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人数	4,104	4,176	4,224
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	10,638	12,177	14,112
⑫特定介護予防福祉用具販売	人数	717	821	952
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	43	48	57
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	623	733	846
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	48	48	60
(3) 住宅改修	人数	789	903	1,047
(4) 介護予防支援	人数	61,179	64,253	67,096

(県央圏域)

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	389, 295	452, 434	516, 127
②訪問入浴介護	回数	18, 291	20, 232	22, 235
③訪問看護	回数	44, 991	51, 904	58, 098
④訪問リハビリテーション	回数	32, 991	39, 499	46, 084
⑤居宅療養管理指導	人数	17, 650	21, 558	24, 658
⑥通所介護	回数	315, 610	352, 485	390, 903
⑦通所リハビリテーション	回数	172, 952	184, 855	195, 609
⑧短期入所生活介護	日数	125, 881	138, 852	150, 854
⑨短期入所療養介護	日数	16, 871	18, 284	19, 256
⑩特定施設入居者生活介護	人数	4, 192	4, 949	5, 695
⑪福祉用具貸与	人数	40, 361	43, 916	47, 258
⑫特定福祉用具販売	人数	1, 192	1, 302	1, 414
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	372	394	428
②夜間対応型訪問介護	人数	336	396	396
③認知症対応型通所介護	回数	3, 726	4, 290	4, 886
④小規模多機能型居宅介護	人数	1, 237	1, 517	1, 639
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	5, 162	5, 519	5, 704
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	240	240	240
⑧複合型サービス	人数	252	264	288
(3) 住宅改修	人数	940	1, 006	1, 106
(4) 居宅介護支援	人数	77, 198	82, 992	89, 316
(5) 介護保険サービス施設				
①介護老人福祉施設	人数	21, 538	23, 120	24, 724
②介護老人保健施設	人数	17, 199	17, 497	17, 900
③介護療養型医療施設	人数	498	478	458
④療養病床（医療保険適用）からの転換分	人数	0	0	0

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	9, 443	10, 530	11, 641
②介護予防訪問入浴介護	回数	29	29	29
③介護予防訪問看護	回数	2, 104	2, 518	2, 887
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	2, 604	3, 228	4, 185
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	870	1, 184	1, 565
⑥介護予防通所介護	人数	9, 675	11, 409	13, 096
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	4, 468	5, 189	5, 908
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	2, 159	2, 451	2, 783
⑨介護予防短期入所療養介護	日数	114	116	122
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人数	636	707	777
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	4, 411	5, 313	6, 340
⑫特定介護予防福祉用具販売	人数	247	264	298
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	144	180	210
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	17	21	22
(3) 住宅改修	人数	379	420	486
(4) 介護予防支援	人数	21, 872	23, 587	25, 503

(川越比企圏域)

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	754,763	792,987	863,430
②訪問入浴介護	回数	25,881	28,788	31,524
③訪問看護	回数	72,102	77,348	82,017
④訪問リハビリテーション	回数	43,033	48,904	54,716
⑤居宅療養管理指導	人数	30,428	33,299	36,230
⑥通所介護	回数	620,322	684,975	744,249
⑦通所リハビリテーション	回数	259,031	279,683	299,363
⑧短期入所生活介護	日数	212,381	232,215	252,283
⑨短期入所療養介護	日数	34,559	37,221	40,019
⑩特定施設入居者生活介護	人数	4,548	4,986	6,016
⑪福祉用具貸与	人数	70,553	77,772	84,329
⑫特定福祉用具販売	人数	2,739	2,869	2,996
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	18	207	336
②夜間対応型訪問介護	人数	10	21	31
③認知症対応型通所介護	回数	12,879	16,116	19,367
④小規模多機能型居宅介護	人数	2,541	2,984	3,420
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	8,863	9,504	10,067
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	540	540	888
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	348	348	696
⑧複合型サービス	人数	18	207	336
(3) 住宅改修	人数	1,796	1,953	2,151
(4) 居宅介護支援	人数	143,801	155,356	167,309
(5) 介護保険サービス施設				
①介護老人福祉施設	人数	30,965	33,430	36,726
②介護老人保健施設	人数	23,605	24,957	26,103
③介護療養型医療施設	人数	2,134	2,115	2,103
④療養病床（医療保険適用）からの転換分	人数	72	72	72

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	21,383	22,757	24,303
②介護予防訪問入浴介護	回数	116	128	144
③介護予防訪問看護	回数	4,015	4,508	5,159
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	6,548	7,142	7,816
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	1,541	1,849	2,305
⑥介護予防通所介護	人数	16,742	18,357	20,267
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	10,499	11,387	12,264
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	4,004	5,253	6,496
⑨介護予防短期入所療養介護	日数	1,042	1,177	1,464
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人数	882	1,004	1,179
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	8,864	9,592	10,450
⑫特定介護予防福祉用具販売	人数	664	772	881
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	548	562	578
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	243	279	336
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	93	94	95
(3) 住宅改修	人数	628	713	835
(4) 介護予防支援	人数	42,337	45,692	49,078

(西部圏域)

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	709,334	758,067	806,867
②訪問入浴介護	回数	17,456	18,455	19,545
③訪問看護	回数	95,386	101,918	108,216
④訪問リハビリテーション	回数	53,705	57,893	61,961
⑤居宅療養管理指導	人数	23,260	25,589	28,101
⑥通所介護	回数	593,317	629,693	667,788
⑦通所リハビリテーション	回数	221,424	241,385	261,325
⑧短期入所生活介護	日数	216,416	230,119	248,711
⑨短期入所療養介護	日数	19,227	20,629	22,410
⑩特定施設入居者生活介護	人数	5,503	7,843	8,299
⑪福祉用具貸与	人数	63,241	66,660	70,126
⑫特定福祉用具販売	人数	2,064	2,284	2,556
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	360	1,260	1,431
②夜間対応型訪問介護	人数	539	335	421
③認知症対応型通所介護	回数	9,946	10,613	11,297
④小規模多機能型居宅介護	人数	1,502	2,205	2,558
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	4,863	5,359	5,823
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	348	348	348
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	1,032	1,032	1,380
⑧複合型サービス	人数	0	0	187
(3) 住宅改修	人数	1,958	2,110	2,358
(4) 居宅介護支援	人数	125,387	133,647	142,331
(5) 介護保険サービス施設				
①介護老人福祉施設	人数	28,057	28,616	32,463
②介護老人保健施設	人数	21,433	22,120	23,275
③介護療養型医療施設	人数	6,354	6,366	5,688
④療養病床（医療保険適用）からの転換分	人数	0	0	0

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	23,158	24,973	26,842
②介護予防訪問入浴介護	回数	155	170	185
③介護予防訪問看護	回数	8,255	8,896	9,634
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	5,228	5,843	6,454
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	1,533	1,784	2,026
⑥介護予防通所介護	人数	15,909	17,508	19,275
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	7,484	8,234	9,007
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	3,482	3,970	4,371
⑨介護予防短期入所療養介護	日数	241	305	364
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人数	1,242	1,652	1,791
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	11,466	13,061	14,880
⑫特定介護予防福祉用具販売	人数	717	773	842
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	57	65	74
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	152	206	225
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	25	48	48
(3) 住宅改修	人数	804	926	1,030
(4) 介護予防支援	人数	47,023	50,980	54,992

(利根圏域)

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	507,667	551,572	596,451
②訪問入浴介護	回数	19,824	22,169	24,341
③訪問看護	回数	54,346	58,108	60,255
④訪問リハビリテーション	回数	37,494	42,298	46,211
⑤居宅療養管理指導	人数	13,684	15,500	17,480
⑥通所介護	回数	521,113	572,272	622,882
⑦通所リハビリテーション	回数	237,010	254,157	268,869
⑧短期入所生活介護	日数	238,243	258,200	275,457
⑨短期入所療養介護	日数	35,267	40,011	39,611
⑩特定施設入居者生活介護	人数	5,576	6,174	6,614
⑪福祉用具貸与	人数	51,859	55,555	59,686
⑫特定福祉用具販売	人数	1,743	2,121	2,321
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	96	126	156
②夜間対応型訪問介護	人数	119	124	128
③認知症対応型通所介護	回数	13,850	17,406	19,669
④小規模多機能型居宅介護	人数	1,149	1,479	1,547
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	6,877	7,318	8,087
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	348	348	348
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	684	684	684
⑧複合型サービス	人数	32	56	204
(3) 住宅改修	人数	1,243	1,423	1,584
(4) 居宅介護支援	人数	111,206	122,339	133,246
(5) 介護保険サービス施設				
①介護老人福祉施設	人数	30,758	31,790	36,218
②介護老人保健施設	人数	18,264	18,980	19,720
③介護療養型医療施設	人数	984	912	732
④療養病床（医療保険適用）からの転換分	人数	0	0	0

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	12,072	12,936	13,909
②介護予防訪問入浴介護	回数	173	206	223
③介護予防訪問看護	回数	2,901	3,640	4,311
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	3,124	3,844	4,543
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	738	890	1,040
⑥介護予防通所介護	人数	14,760	16,175	17,632
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	7,205	8,160	8,609
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	3,291	3,587	4,039
⑨介護予防短期入所療養介護	日数	400	439	495
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人数	769	852	928
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	5,490	5,969	6,408
⑫特定介護予防福祉用具販売	人数	414	475	535
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	203	228	257
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	105	119	151
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	55	58	61
(3) 住宅改修	人数	430	481	529
(4) 介護予防支援	人数	31,428	33,581	36,100

(北部圏域)

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	519,187	531,443	544,100
②訪問入浴介護	回数	21,112	22,542	24,007
③訪問看護	回数	36,661	37,551	38,547
④訪問リハビリテーション	回数	12,475	13,695	15,455
⑤居宅療養管理指導	人数	5,695	6,191	6,776
⑥通所介護	回数	661,662	714,006	768,326
⑦通所リハビリテーション	回数	186,151	198,960	212,969
⑧短期入所生活介護	日数	185,327	197,750	211,196
⑨短期入所療養介護	日数	15,881	16,276	16,832
⑩特定施設入居者生活介護	人数	3,419	3,613	3,740
⑪福祉用具貸与	人数	66,541	52,683	55,627
⑫特定福祉用具販売	人数	1,128	1,208	1,288
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	241	258	274
②夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0
③認知症対応型通所介護	回数	10,203	11,618	12,929
④小規模多機能型居宅介護	人数	1,495	1,855	2,244
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	8,654	9,072	9,549
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	504	504	504
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	564	564	912
⑧複合型サービス	人数	72	72	72
(3) 住宅改修	人数	981	1,067	1,148
(4) 居宅介護支援	人数	102,679	107,240	110,733
(5) 介護保険サービス施設				
①介護老人福祉施設	人数	27,229	27,981	29,940
②介護老人保健施設	人数	14,640	15,000	15,288
③介護療養型医療施設	人数	936	948	960
④療養病床（医療保険適用）からの転換分	人数	0	0	0

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	12,496	13,473	14,516
②介護予防訪問入浴介護	回数	108	114	120
③介護予防訪問看護	回数	2,483	3,043	3,775
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	1,284	1,429	1,574
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	375	413	472
⑥介護予防通所介護	人数	15,470	17,187	19,099
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	5,481	6,036	6,639
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	2,080	2,328	2,609
⑨介護予防短期入所療養介護	日数	242	256	286
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人数	642	655	703
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	5,738	6,487	7,381
⑫特定介護予防福祉用具販売	人数	374	445	536
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	120	122	124
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	134	156	180
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	113	122	137
(3) 住宅改修	人数	251	272	296
(4) 介護予防支援	人数	33,187	37,111	41,244

(秩父圏域)

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	115,168	119,775	122,919
②訪問入浴介護	回数	3,420	3,556	3,587
③訪問看護	回数	11,207	12,020	12,655
④訪問リハビリテーション	回数	8,498	9,033	9,424
⑤居宅療養管理指導	人数	1,061	1,085	1,097
⑥通所介護	回数	135,694	145,660	156,726
⑦通所リハビリテーション	回数	39,924	42,420	45,084
⑧短期入所生活介護	日数	47,568	49,163	50,974
⑨短期入所療養介護	日数	4,744	4,798	4,831
⑩特定施設入居者生活介護	人数	778	1,070	1,353
⑪福祉用具貸与	人数	11,511	12,118	12,454
⑫特定福祉用具販売	人数	1,052	1,073	1,029
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0
③認知症対応型通所介護	回数	573	778	3,903
④小規模多機能型居宅介護	人数	300	328	978
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	2,183	2,252	2,326
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	348	348	876
⑧複合型サービス	人数	0	0	0
(3) 住宅改修	人数	714	729	711
(4) 居宅介護支援	人数	25,146	26,139	26,849
(5) 介護保険サービス施設				
①介護老人福祉施設	人数	9,026	9,109	9,199
②介護老人保健施設	人数	3,615	3,674	3,738
③介護療養型医療施設	人数	332	332	332
④療養病床（医療保険適用）からの転換分	人数	0	0	0

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	5,707	5,858	6,034
②介護予防訪問入浴介護	回数	6	6	6
③介護予防訪問看護	回数	793	814	834
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	1,284	1,341	1,395
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	81	85	88
⑥介護予防通所介護	人数	6,045	6,412	6,824
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	2,046	2,217	2,426
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	1,806	1,957	2,123
⑨介護予防短期入所療養介護	日数	100	105	109
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人数	303	376	452
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	1,220	1,246	1,350
⑫特定介護予防福祉用具販売	人数	244	247	247
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	96	288	1,728
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	45	47	101
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	27	28	29
(3) 住宅改修	人数	270	273	274
(4) 介護予防支援	人数	12,560	13,102	13,671

発 行
埼玉県福祉部高齢介護課

〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
電話 048-830-3263 FAX 048-830-4781
ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/>